



保育所等入所案内

令和9（2027）年度

R8.9.1

令和9年度の保育所等入所申込みについて

入所希望月	受付期間		申込み方法
令和9年4月入所 （1次募集）	令和8年 9月24日（木）	～ 令和8年 10月19日（月）	郵送、電子 もしくは 子ども育成課にある認可 保育所入所申込箱へ投函 【必着】
令和9年4月入所 （2次募集）	令和9年1月7日（木）	～ 令和9年2月5日（金）	郵送、電子 もしくは 子ども育成課窓口へ 直接提出【必着】 ※ 電子申込みの受付締切日にお ける締切時間は17時です。 必ず17時までに送信を完了 させてください。 入力途中で17時を過ぎた場 合、送信ができなくなるため 申込みは無効となります。
令和9年5月入所	令和9年3月11日（木）	～ 令和9年4月12日（月）	
令和9年6月入所	令和9年4月13日（火）	～ 令和9年5月10日（月）	
令和9年7月入所	令和9年5月11日（火）	～ 令和9年6月10日（木）	
令和9年8月入所	令和9年6月11日（金）	～ 令和9年7月12日（月）	
令和9年9月入所	令和9年7月13日（火）	～ 令和9年8月10日（火）	
令和9年10月入所	令和9年8月12日（木）	～ 令和9年9月10日（金）	
令和9年11月入所	令和9年9月13日（月）	～ 令和9年10月12日（火）	
令和9年12月入所	令和9年10月13日（水）	～ 令和9年11月10日（水）	
令和10年1月入所	令和9年11月11日（木）	～ 令和9年12月10日（金）	
令和10年2月入所	令和9年12月13日（月）	～ 令和10年1月11日（火）	
令和10年3月入所	令和10年1月12日（水）	～ 令和10年2月10日（木）	
【電子申込み(4月入所)】 LoGoフォーム	【電子申込み(4月入所以外)】 LoGoフォーム	【毎月1日掲載】 認可保育所等空き状況	認可外保育施設 最新の空き状況は各保育施設等 に確認ください。
			

※ 令和9年1月から三鷹市ホームページのリニューアルに伴い、上記リンクが変更となる場合があります。

〒181-8555 東京都三鷹市野崎1-1-1
市役所本庁舎4階45番窓口（受付時間：土・日・祝日を除く 8:30～17:00）
三鷹市子ども政策部子ども育成課
電話 0422-29-9673

保育所等入所案内 ～目次～

保育の必要性の認定に関すること	3
-----------------	---

1 認可保育所等の申込みや選考に関すること

1-1	4月入所申込みのながれ	5
1-1-2	ケアプラス保育の申込み	8
1-2	毎月の入所申込みのながれ（5月～翌年3月）	9
1-3	電子申込み（LoGo フォーム）	10
1-4-1	入所・転所申込みに必要な書類	11
1-4-2	申込み後の手続き （希望保育所等・きょうだい条件の設定変更、申込みの取下げ、内定 辞退）	13
1-4-3	入所決定後、追加書類の提出が必要な場合	13
1-4-4	申込み後に家庭の状況が変わった場合	14
1-5	申込みに関わる注意事項 （申込み対象者、提出書類、希望保育所等の記入、本園・分園、短時 間保育専用施設、申込み後の家庭状況変更、育児休業、申込み後の転 職、点数開示、4月入所申込み中に前年度申込みでの入所が決まった 場合）	15
1-6	きょうだいでの同時申込み【きょうだい条件の設定】	19
1-7	転所の申込み	21
1-8	市外への申込み・市外からの申込み	21
1-9	入所選考のながれ	22
1-10	入所選考（利用調整）会議の基準表	23
1-11	合計点数が同点の場合	25

2 認可保育所等の利用に関すること

2-1	保育所等利用中の注意事項 （家庭状況確認、移行、きょうだいの育児休業、長期で欠席する場合、 転出後の継続通所、退所）	27
2-2	保育所等にかかる費用に関すること	28
2-3	保育所等利用中に家庭の状況が変わった場合	29

3 保育施設・サービスの紹介に関すること

3-1	認可保育所等の種類.....	31
	《 三鷹市 認可保育所等一覧 》	33
3-2	認可外保育施設や補助金等に関すること	
	・東京都認証保育所.....	37
	・企業主導型保育施設.....	38
	・ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）	39
	・三鷹市定期利用保育室ひなた	40
	・三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業	41
	・市内一時預かり施設の紹介	42
	・市内親子ひろばの紹介.....	43
	・三鷹市子ども誰でも通園事業.....	44

■関係書式（所定様式）.....45

※ 申請書及び添付資料等により得られた個人情報、入所選考内定先保育所等への情報提供及び保育料決定のためにのみ使用します。

認可外保育施設の助成金や無償化事業、幼稚園に関する事業などで書類の提出が必要な場合は、それぞれの事業にコピーをご提出いただくか、書類の保護者記入欄で利用したい事業にチェックを記入してください。なお、「就労証明書」の内容を上記事業にも利用したい場合は、同証明書の項目 No.19「保護者記入欄」の余白に利用したい事業名をご記載ください。

また、「就労証明書」については、『学童保育所に関する申請』にも使用することができますが、担当課が異なるため、必ずそれぞれの担当課にご提出ください。

保育の必要性の認定に関すること

認可保育所等の利用や、各種補助金の申請を希望する方に対し、市は「保育の必要性」を確認しています。認可保育所等を利用するためには「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

1 認定の手続き

- (1) 認可保育所等の入所を希望される方は、入所申込みが認定の申請を兼ねています。「4月入所申込みのながれ（P5）」または「毎月の入所申込みのながれ（P9）」に沿ってお手続きください。
- (2) 認可外保育施設等に通所するため、支給認定証の発行のみを希望される方は、以下の2点の書類をご提出ください。
 - ① 保育所等入所（転所）申込書兼三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書
 - ② 保護者1、保護者2の保育の必要性が確認できる書類（詳細はP11）

2 認定の区分

認定の区分は下表の3つであり、保育所等を利用できるのは2・3号認定となります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定	3～5歳の就学前の子ども
2号認定	3～5歳で、保護者の就労や傷病等により保育を必要とする子ども
3号認定	0～2歳で、保護者の就労や傷病等により保育を必要とする子ども

※ 「保育の必要性の認定」は、保育所等の利用可否や送迎時間を決定するものではなく、保育の必要性の有無及び必要量を認定するものです。

※ 満3歳到達による3号認定から2号認定への切替に伴う変更後の支給認定証は希望者のみに送付しています。

3 保育を必要とする事由

2・3号認定を受けるには、次のいずれかに該当する必要があります。

- 就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、すべての就労）
※ 三鷹市では保護者の就労時間について、『月48時間』を下限としています。
- 妊娠、出産（出産予定月とその前後2か月間）
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）（3か月間）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、すでに保育利用中の子どもがいて継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

4 保育の必要量

2・3号認定の方は、就労状況などに応じて保育の必要量（標準時間・短時間）を決定します

保育標準時間	1日最大11時間の中で、必要となる時間利用可能（就労の場合、おおむね6時間以上/日）
保育短時間	1日最大8時間の中で、必要となる時間利用可能（就労の場合、おおむね6時間未満/日）

※ 求職活動が1か月以上続く場合や、上の子の入所後に下の子の育休を取る場合は、原則『保育短時間』となります。

※ 保育所ごとに利用時間が定められており、超過すると延長保育料がかかります。

5 支給認定証の発行（初回申請時のみ）

- (1) 保護者からの申請を受けた後、市は「支給認定証」を発行します。
- (2) 「支給認定証」は保育を必要とする事由ごとにその有効期間が定められています。
- (3) 4月入所分の「支給認定証」については、審査事務を12月～2月に集中して行うことから、3月下旬頃までに発送します。

1

認可保育所等の申込み
や選考に関すること

4月1日入所は1次・2次選考があり、毎月の入所申込みのながれとは異なります。
書類不備で選考対象外となる場合があります。余裕をもって提出してください。
 なお、窓口での書類確認は行っていません。夜間休日窓口・市政窓口では受付できません。

1 次入所選考

① 申込み

	紙	電子 詳細は P10
受付期間	令和8年9月24日（木）～10月19日（月）	
受付方法	<u>郵送または子ども育成課の</u> <u>「認可保育所入所申込箱」へ投函</u> ※ 受付期間最終日必着です。 ※ P48 の宛名用紙をご活用ください。	<u>LoGo フォームから申込み</u> ※ 受付期間最終日午後5時までに 送信完了してください。

提出書類 「[P11](#) 入所・転所申込みに必要な書類」参照

- ※ きょうだいで同時申込みされる方は [P19](#) をご確認ください。
- ※ 転所の申込み、市外からの申込みをされる方は [P21](#) をご確認ください。
- ※ その他申込みの注意事項は [P15](#) をご確認ください。
- ※ 令和9年2月12日頃までに出産予定の方も申込みができます。（詳細は [P15](#)）

募集人数 10月1日（木）子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表予定

- ※ 申込者数は集計ができ次第、子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表します。
- ※ 1次入所選考受付期間中に集計発表は行いません。
- ※ 公表後に募集人数が増減する可能性があります。
- ※ 1次入所選考時の転所等により空きが生じた場合、2次入所選考にて内定者を決定します。
- ※ 受付後、職員が職場や家庭に電話等で書類の内容確認等を行うことがあります。
- ※ 令和9年度4月入所選考より、4、5歳児の選考と内定発表も1次より行います。4、5歳児のお子様分も1次入所選考からお申込みください。

② 到着確認・不足書類の確認

不足・追加書類がある方は、下記提出期限までにご提出ください。
提出がない場合は1次入所選考にて不利になる、または対象外になる場合があります。

紙…書類到着後、「三鷹市保育所等入所申込み提出書類添付票（保護者控え）」を送付します。

電子…LoGo フォームに登録したメールアドレス宛にご案内します。

〈不足・追加書類受付〉

	紙で申込みをした方	電子で申込みをした方
提出方法	子ども育成課窓口へ郵送または直接提出	LoGo フォームの追加書類提出フォームへ提出
提出期限	令和8年10月30日（金）必着	令和8年10月30日（金）午後5時までに送信完了

※ 希望保育所等やきょうだい条件を変更する場合も、この期間内までに提出された内容を1次入所選考に使用します。

1 次入所選考（利用調整）会議（11 月下旬～12 月中旬）

募集人数（空き）に応じて申込み内容に基づき、選考会議開催月の初日及び入所日時点における保護者の状況を基準として「三鷹市保育所入所選考基準」に従い入所者を選考します。

選考基準については、本書の「**P23**入所選考（利用調整）会議の基準表」をご確認ください。

※ 事実と異なる内容で申込みをした場合には、内定・入所を取り消すことがあります。

1 次入所選考内定決定

（内定の有無に関わらず送付）

令和9年1月中旬郵送予定

＜内定している場合＞ 内定通知書

＜内定していない場合＞ 2次入所選考のお知らせ

※ 電話での問い合わせは受け付けておりません。

1 次入所選考で内定が出た場合の 2 次入所選考への申込み

1 次で内定した保育所等よりも入所希望の高い保育所等に、2 次で募集が出た際、1 次の内定を保持しつつ、2 次入所選考の対象となることはできません。

2 次で再度選考を希望する場合には、「内定辞退届」（所定様式 **P66**）を令和9年2月5日（金）までに提出する必要があります。

1
次
入
所
選
考
内
定
者

2 次入所選考 ※ 1 次で申込み済の方は、改めて申込む必要はありません。

① 申込み

	紙	電子詳細は P10
受付期間	令和9年1月7日（木）～令和9年2月5日（金）	
受付方法	郵送または子ども育成課の窓口 △直接提出 ※ 受付期間最終日必着です。 ※ P48 の宛名用紙を活用ください。	LoGo フォームから申込み ※ 受付期間最終日午後5時までに送信完了してください。

募集人数 1 月下旬に子ども育成課窓口・三鷹市 HP にて公表予定

※ 公表後に募集人数が増減する可能性があります。

※ 最新の募集人数は子ども育成課窓口（電話）で確認してください。

《希望保育所等変更受付》

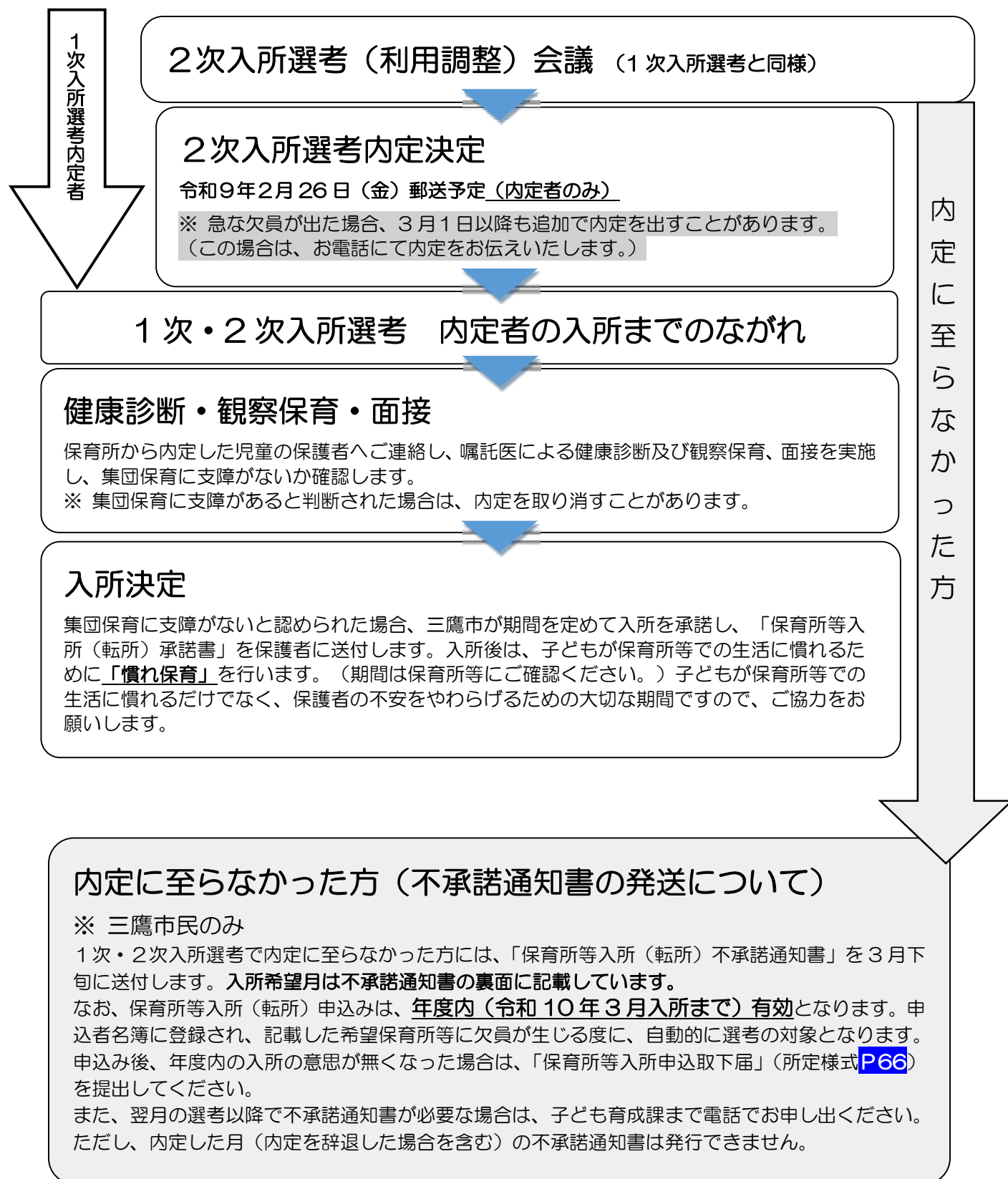
受付期間 令和9年1月7日（木）～令和9年2月5日（金）

提出書類 保育所等入所申込変更届（所定様式 **P64**）

受付方法	紙で申込みをした方	電子で申込みをした方
提出方法	子ども育成課窓口へ郵送または直接提出	LoGo フォームの追加書類提出フォームへ提出
提出期限	令和9年2月5日（金）必着	令和9年2月5日（金）午後5時までに送信完了

② 到着確認・不足書類の確認

（1 次と同様個別にご連絡します。）



★★希望する認可保育所等に入所がかなわなかった場合★★

認可外保育施設等やベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）、定期利用保育室の利用もご検討ください。認可保育所等の申請と併せて申請できます。

詳しくはP37～P40をご確認ください。

三鷹市では、障がいや医療的ケアが必要である等、特別な配慮を必要とするお子さんの保育の名称を「ケアプラス保育」としています。

- ケアプラス保育の申込みは、**窓口受付のみ**となります。受付期間については、下記をご確認ください。

受付期間

令和8年10月19日（月）～10月23日（金）

受付方法・受付場所

子ども育成課（市役所本庁舎4階45番窓口）へ直接提出

※ 来庁での受付が難しい場合は、お電話でご相談ください。

ケアプラス保育の対象	- 保護者の「保育を必要とする事由」（保護者の就労等）がある方 - 障がい児、医療的ケア児等特別な配慮を必要とし、集団生活が可能なお子様 ※ 障がい児：0歳児～就学前児童 ※ 医療的ケア児：1歳児～就学前児童 日常的に自宅で行っている医療的ケアが確立し、安定して医療的ケアが行われている児童 * 入所後は、年度ごとに更新のための確認を行います。
受入保育所等 受入人数	指定保育所等（入所可能な保育所等・クラス）により、若干名 ※ 入所可能な保育所等・クラスは年度によって異なりますので、子ども育成課にお問い合わせください。
保育時間	障がい児：各保育所等の開所時間（11時間）の中で必要な時間 医療的ケア児：平日8時30分から17時の中で必要な時間（基本8時間まで） ※ 医療的ケア児は、就労等の状況により8時間以上の保育が必要な場合、お子様の心身の状況により、各保育所等で個別に保育時間を決定します。なお、お子様にとって心身の負担が大きいと認められた場合は、保育時間が短くなることがあります。 ※ 障がい児・医療的ケア児ともに、延長保育は実施していません。
保育内容	児童の発達状況や特性をふまえながら、クラス集団の中で児童の成長を支援できるように保育士等を配置し、クラス担当との連携のもと、保育を行います。
申込み書類	① 入所申込みに必要な書類一式 ⇒ 「P11入所・転所申込みに必要な書類」 ② 申込み児童に関する意見書（診断書）・・・所定様式（※） ③ 心身状況書・・・所定様式（※） ④ 愛の手帳（療育手帳）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等（所持者のみ） ※ 所定様式は子ども育成課、子ども発達支援センターにて配布しております。 また、三鷹市 HP（https://www.city.mitaka.lg.jp/）からダウンロードも可能です。
入所会議	【ケアプラス保育の適否の判定について】 入所選考（利用調整）の結果、入所対象（内定）となった場合、内定した保育所等での観察保育・健康診断を受けていただき、ケアプラス保育入所会議（医療的ケア児を含む）において、ケアプラス保育の判定を行い、入所の可否を決定します。

- 申込み書類①については、子ども育成課（電話 0422-29-9673）、申込み書類②～④、入所に関するその他お問い合わせは、保育支援課（電話 0422-24-9258）にご相談ください。
- 特別な配慮を必要とするお子様の発達・療育に関する相談は、三鷹市子ども発達支援センター（元気創造プラザ1階）で行っています。（住所：三鷹市新川6-37-1 電話：0422-45-1122）

1-2

毎月の入所申込みのながれ（5月～翌年3月）

入所は毎月1日付のみで月途中の入所はありません。

なお、保育所等の空き状況によって入所内定に至らないこともあります。

申込み

紙	受付期間	前月申込み期限翌日から入所希望月の前月の10日まで（郵送の場合は 必着 ）（10日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日） ※表紙をご確認ください。
	受付方法	子ども育成課窓口へ郵送または直接提出 （夜間休日窓口・市政窓口では受付できません。）
電子	受付期間	表紙に記載している受付期間の最終日午後5時までに送信完了
	受付方法	LoGo フォームから申込み

提出書類 「P11」入所・転所申込みに必要な書類 参照

募集人数 入所希望月の前月1日に子ども育成課窓口・三鷹市HPにて公表予定
※ 公表後に募集人数が追加されることがあります。最新の募集人数は子ども育成課窓口（電話）で確認してください。

※ 受付後、職員が職場等に電話で書類内容の確認等を行うことがあります。

選考（利用調整）会議（毎月17日頃）

募集人数（空き）に応じて申込み内容に基づき、選考会議開催月の初日及び入所日時点における保護者の状況を基準として「三鷹市保育所入所選考基準」に従い入所者を選考します。選考基準については、本書の「P23」入所選考（利用調整）会議の基準表」をご確認ください。

※ 3、4歳児クラスにおける1月～3月の募集人数は、次年度4月入所の選考に向けた調整のため、公表した募集人数より少なくなることがあります。

※ 事実と異なる内容で申込みをした場合には、内定・入所を取り消すことがあります。

内定決定（毎月20日頃）

入所内定者には子ども育成課から電話にて内定通知をいたします。

健康診断・観察保育・面接

保育所から内定した児童の保護者へご連絡し、嘱託医による健康診断及び観察保育、面接を実施し、集団保育に支障がないか確認します。

※ 集団保育に支障があると判断された場合は、**内定を取り消す**ことがあります。

入所決定

集団保育に支障がないと認められた場合、三鷹市が期間を定めて入所を承諾し、「保育所等入所（転所）承諾書」を保護者に送付します。入所後は、子どもが保育所等での生活に慣れるために「慣れ保育」を行います。（期間は保育所等にご確認ください。）子どもが保育所等での生活に慣れるだけでなく、保護者の不安をやわらげるための大切な期間ですので、ご協力をお願いします。

内
定
に
至
ら
な
か
っ
た
方

内定に至らなかった方（不承諾通知書の発送について）※ 三鷹市民のみ

内定に至らなかった方には、初回選考時に限り、「保育所等入所（転所）不承諾通知書」を送付します。（入所希望月前月末日に発送しますので、申込者に届くのは翌月1日以降となります。）

入所希望月は**不承諾通知書の裏面に記載しております。**

なお、保育所等入所（転所）申込みは、年度内（令和10年3月入所まで）有効となります。申込者名簿に登録され、記載した希望保育所等に欠員が生じる度に、自動的に選考の対象となります。申込み後、年度内の入所の意思が無くなった場合は、「保育所等入所申込取下届」（所定様式P66）を提出してください。

また、翌月の選考以降で不承諾通知書が必要な場合は、子ども育成課まで電話でお申し出ください。ただし、内定した月（内定を辞退した場合を含む）の**不承諾通知書は発行できません。**

電子申込み（LoGo フォーム）による申込みを希望の方は、下記の内容をご確認いただき、手続きをお願いします。入所案内表紙の二次元バーコードから手続きが可能です。

1 申込み時に準備するもの

- ・「**P11** 入所・転所申込に必要な書類」のうち、「2 児童状況書」及び「6 保育の必要性が確認できる書類」を用意してからフォームへ進んでください。なお、対象となる方は、「7 前年度分の住民税を証明する書類」及び「8 その他優先等に関わる書類」についても準備が必要です。「1、3、4、5」の書類の内容については、フォーム内に直接入力していただきます。

2 電子申込みの受付対象者

- ・ 申込み時点で三鷹市に住民登録がある方

※ 申込み時点で三鷹市へ転入予定の方及びケアプラス保育を申込みする方（詳細は **P8**）は紙申込みのみ（郵送または窓口に提出）となります。

3 申込み前の確認事項

- ・ 申込み期間は、入所案内表紙に記載している受付期間の初日午前 8 時 30 分から最終日午後 5 時までです。必ず午後 5 時までには送信を完了させてください。入力途中で時間を過ぎた場合、送信ができなくなるため無効となります。
- ・ 申込み入力の開始から終了までの所要時間（目安）は、約 30～40 分です。
- ・ 紙の添付書類をご準備された場合は、スキャンしてアップロードすることを推奨します。スマートフォン等で撮影してアップロードした添付書類の画像が不鮮明な場合は、再提出をお願いすることがありますのでご注意ください。
- ・ アップロードする添付書類のファイル名は「児童氏名(半角カナ) 書類の名称 対象児童からみた続柄」にしてください。（例）ミカ ハナ 就労証明書 父

4 注意事項

- ・ 令和 9 年度 4 月入所の受付期間中は、令和 8 年度の毎月の入所受付も実施しているため、入所希望月に誤りがないようにご注意ください。
- ・ 申込み内容不備の場合、再提出のご案内を LoGo フォームに登録したメールアドレス等にご連絡します。再提出をする場合は、締切までに追加書類提出フォームで手続きをしてください。
※ 追加書類提出フォームは、申込み時の送信完了メール下部にある URL からアクセスできます。
- ・ 締切間際のアクセス集中等、通信障害については一切責任を負いません。
- ・ 受付期間中にシステムメンテナンスが入ることがあります。メンテナンス期間中は申込みができなくなる可能性がありますので、期日までに余裕をもって申込みしてください。

5 きょうだいでの同時申込み

- ・ 一世帯（1 申込み）につき同時に 3 人分の申込みが可能です。
世帯ごとにまとめて申込みしてください。
※ 紙申込みの場合は、児童ごとに 1 セットずつ書類をそろえて提出してください。（コピー可）
- ・ きょうだい条件の設定に関するページ（詳細は **P19**）をご確認ください。

- ・ 所定様式は令和9年度の書式をご利用ください。他年度の書式では原則受付できません。
- ・ 書類の内容が事実と異なる場合は、内定・入所を取り消すことがあります。

- ・ 1、2、3、4、5、6の書類は、全員必須です。
- ・ 6、7の書類は、原則保護者1、保護者2それぞれの分が必要です。

LoGoフォームで申込む方は、**P10**をご確認ください。

1 保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書（所定様式）

※ 家庭状況確認欄も含まれておりますので、記入漏れのないようお願いいたします。

2 児童状況書（所定様式）

※ 申込み時点で申込み児が出生前の場合は、出生後にご提出ください。

3 入所・転所に関する確認票（所定様式）

※ 当てはまる欄をよく読んで確認してください。署名は保護者どちらの名前でも構いません。

4 マイナンバー関係書類貼付台紙（所定書式）

5 三鷹市保育所等入所申込み提出書類添付票（所定書式）

6 保育の必要性が確認できる書類

保護者1、保護者2それぞれ必要です。

保護者2が不在の場合は、保護者1の書類に加え、ひとり親であることがわかる書類の提出が必要です。
提出がないと選考対象外、もしくは選考上不利になる場合があります。

就労先などが発行する証明書の有効期限は、発行日から3か月以内です。

保育を必要とする事由は、保護者1人につき1つです。より必要性（点数）の高い理由に基づく書類（詳細は **P23**）を提出してください。

保護者の状況									提出する書類	掲載ページ
就労	就職内定	求職活動	妊娠・出産	疾病	障がい	介護・看護	就学	不存在		
○	○	※							就労証明書 所定様式（国）→入所時点での状況でご記入ください。	P50
△	△					○	○		スケジュール表（所定様式） △シフト制や複数の就労先で就労している等を理由に就労時間が不規則な場合に必要です。	P57
	※								就労開始証明書（所定様式） 就労後3か月分の給与明細の写し	P53
		○							ハローワーク受付票の写し（ハローワークで発行）	
			○						母子手帳の写し （表紙および出産（分娩）予定日の記載があるページ）	
				○					発行日から3か月以内の診断書（保育にあたれない状況と通院頻度が明記されたもの） ※難病者は特定医療費（指定難病）受給者証・マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表もご提出ください。	
					○				身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳等の写し ※難病者は特定医療費（指定難病）受給者証・マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表もご提出ください。	
						○			介護・看護状況申告書（所定様式）	P59
						○			介護、看護を必要とする状況がわかる書類 （被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に発行されたもの）・身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳等の写し）	
							○		在学証明書、カリキュラム表（就労先が発行する時間割など）	
								○	ひとり親であることがわかる書類 （戸籍の全部事項証明書の写し、離婚の受理証明書の写し、児童育成手当受給者証明書等の写しのいずれか） ・離婚調停中の場合：調停中であることを証明する裁判所の書類等（保護者の住民票が同一でない場合のみ）、保育所入所（転所）についてひとり親としてみなして申し込む際の同意書（三鷹市ホームページから印刷してください。） ・内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、ひとり親世帯とは認められません。 ・いずれの書類も提出できない場合は、子ども育成課へご相談ください。	

『※』は就労開始後、提出が必要な書類です。

7 前年度分の住民税を証明する書類(令和8年1月1日時点で住民票が三鷹市外にある方のみ)

保護者1、保護者2それぞれ必要です。ただし、保護者のうち一方のみが令和8年1月1日時点で三鷹市外に住民票があった場合は、その方の分のみご提出ください。

提出されない場合は、最高税額とみなし「P25 同一選考点数世帯間の優先順位」の「5 前年度課税標準額の低い者」の項目において不利となります。

令和8年1月1日現在の状況	提出書類
住所地が三鷹市の方	三鷹市の住民税情報を確認しますので必要ありません。 ※1
住所地が三鷹市以外の方	令和8年度住民税課税（非課税）証明書 ※1、2、3 →令和8年1月1日時点においてお住まいだった自治体で交付されます。

※1 2025年中（令和7年1月～令和7年12月）に海外に居住しており、住民税課税（非課税）証明書が提出できない方は、『令和7年分収入等申告書』（所定様式 P61）と2025年中の収入がわかる書類を提出してください。（例：給与明細）

※2 住民税課税（非課税）証明書は ① 合計所得金額、② 所得控除額、③ 区市町村民税所得割額、④ 区市町村民税均等割額が記載されているもの

※3 住民税課税（非課税）証明書 以外の書類では受付ができません。（※1 以外の方）

8 その他優先等に関わる書類

当てはまる方はご提出ください。

⇒ 「P23 入所選考（利用調整）会議の基準表」
「P25 合計点数が同点の場合」

家庭の状況	書類提出時の注意点
月間48時間以上、市外認可保育施設、認可外保育所、幼稚園等に申込みをする児童を預ける（証明日より前に在籍を開始している）契約を結んでおり、育児休業を取得していない方 ◎ 対象の保育所等は P24 の（注4）をご確認ください。	以下の書類を提出してください。 「児童在籍証明書」（所定様式 P60） または保育所等との契約書等（預けている時間がわかるものに限る。ただし、その契約書等だけでは月間48時間以上利用していることが確認できない場合は、利用実績が分かる書類（利用明細や出席記録など）も併せて提出が必要。） ※ 預けているお子様の名前の記載がない場合は、自筆でご記入ください。
保育士資格または幼稚園教諭免許をお持ちで、対象の施設にて幼児教育・保育に従事（予定を含む）している方 ◎ 対象の保育所等は P25 の（※1）をご確認ください。	「就労証明書」（所定様式 P50） 資格の取得状況が確認できないため、別途「保育士証」等資格取得がわかる書類の提出が必要になります。資格の確認ができない場合は、選考上優先されない可能性があります。
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の資格をお持ちで、援助職または介護職として三鷹市内の障がい者福祉施設または高齢者介護施設で従事（予定を含む）している方 ◎ 該当資格の詳細は P25 の（※3）をご確認ください。 ◎ 対象の施設等は P25 の（※4）をご確認ください。	「就労証明書※」（所定様式 P50） ※ 市内の事業所（施設）名を明記のこと 資格の取得状況が確認できないため、別途「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」「介護職員初任者研修課程修了者」「介護福祉士実務者研修修了者」等資格取得がわかる書類の提出が必要になります。資格の確認ができない場合は、選考上優先されない可能性があります。
申込み児童の里親、特別養子縁組で子どもを養育している方	申込みの際に子ども育成課へご連絡ください。
出産予定の児童の申込みをする方（4月入所のみ）	母子手帳の写し（表紙・出産（分娩）予定日の記載があるページ）と「誓約書（出産予定用）」（所定様式 P62）を提出してください。
申込み児童以外で出産予定がある方	母子手帳の写し（表紙・出産（分娩）予定日の記載があるページ）を提出してください。「保育所入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」（所定様式）の家庭状況確認欄の3保護者の状況の出産欄と「入所・転所に関する同意欄」（所定様式）の該当箇所にもご記入ください。
転入予定で申込みをする方	「誓約書（転入予定者用）」（所定書式 P63）を提出してください。

※ 選考点数は原則として、選考会議開催月の初日及び入所日時点における保護者の状況を基準として決定します。申込み時点の状況が、選考会議開催月の初日及び入所日時点で継続しているとみなして入所選考を行うため、申込み後にご家庭の状況に変更があった場合は、必ず子ども育成課までご連絡ください。

● 希望保育所等・きょうだい条件の設定を変更する場合（5月～翌年3月入所）

提出物 「保育所等入所申込変更届」（所定書式 **P64**）

受付期間 変更希望月に対応する、表紙に記載している受付期間

※ 締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

● 申込みを取り下げる場合

（例）幼稚園に入園した等の理由で、保育所の入所申込みそのものを取り下げる場合
転所の意思がなくなったため、転所申込みを取り下げる場合

提出物 「保育所等入所申込取下届」（所定様式 **P66**）

記入方法 タイトルの『申込取下』にチェックを入れ、『1 入所申込みを取り下げます。』に○をして該当年度を記入してください。

● 内定を辞退する場合

提出物 「保育所等入所内定辞退届」（所定様式 **P66**）

記入方法 タイトルの『内定辞退』にチェックを入れ、『2 入所の内定を辞退します。』に○をしてください。内定が出た月の記入も忘れずをお願いします。

※ 内定の辞退をただけでは、申込みの取下げにはなりません。

翌月以降も、同じ希望保育所等で選考の対象となりますので、希望保育所等の変更や、申込みの取下げを行う場合には、上記の手続きが別途必要です。

申込み時の状況により、就労の開始や追加書類の提出が入所の条件となる場合があります。

下記条件を満たせない場合や書類の提出がない場合、内定の取消しや退所となることがありますので、ご注意ください。

また、保育を必要とする理由によって、保育の実施期間が**短期間**となることがあります。

申込み時の状況	提出書類	提出期限	留意事項
育児休業中※	「復職証明書」（ P54 ）	入所後 1か月以内 に 休業前と同じ条件で復職し、 復職後 10日以内 に提出	1か月以内に復職できない場合は、 内定が取り消される が、入所した場合でも 入所した翌月の 末日付で退所 となります。
求職活動	「就労証明書」（ P50 ）	入所後 3か月以内 に 月48時間以上 の就労を開始し、就労開 始後 10日以内 に提出	求職を理由に入所した場合、 保育の実施期間は 最大3か月間 です。 3か月以内に就労を開始できない場合は、 入所した翌々月の末日付で退所 となります。
就職内定	「就労開始証明書」（ P53 ）	入所した月の 10日までに 提出	提出がない場合には、 入所した月の 末日付で退所 となります。
妊娠・出産 (産休を除く)	6 保育の必要性が確認できる書類	出産月の 2か月後の末日の 14日前までに 提出	出産を理由とする保育の実施期間は、 出産予定月と前後2か月(計5か月間) です。 期間満了後も保育所等を希望する場合は、 左記書類を提出してください。
疾病・介護・看護・就学および災害復旧	6 保育の必要性が確認できる書類	その理由の消滅した月の末日までに提出	疾病・介護・看護・就学および災害復旧を理由とする保育の実施期間は、その理由の消滅した月の 末日まで です。期間満了後も保育所等を希望する場合は、左記書類を提出してください。
転入予定	「転入申告書」	入所希望月の前月末日（土日・祝日にあたる場合は直前の開庁日）まで	入所月初日以降に転入したことが判明した場合、入所した月の末日付で退所となります。 所定書式は三鷹市ホームページから印刷してください。

※ 育児休業中の方は **P16** の〈育児休業の取扱い〉を必ずご確認ください。

世帯の状況や、就労条件など保育の要件に変更があった場合は、速やかに該当する書類を提出してください。申込み中の方で、選考時（利用調整時）と異なる家庭状況になった場合には、**内定取消し**となる場合があります。※ 変更希望月の受付期間中（※ 表紙参照）に提出されれば、直後の選考会議から変更が有効となります。締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合（外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合（勤務日数や時間に変更がない場合）	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	
転職した場合（変更後が外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
求職になった場合 （求職を理由とした保育の期間は 最大3か月間 ）	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②ハローワーク受付票の写し（次の仕事が決まっている場合は、ハローワーク受付票ではなく、就労証明書（国）を提出）	ハローワーク受付票はハローワークで発行 ※ 保育の必要量は原則「短時間」になります。
（求職の方などが）就職内定した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50）	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
採用予定で就労証明書を提出していた方が就労を開始した場合	①就労開始証明書（所定様式P53） ②就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出）	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②発行日から3か月以内の診断書、または特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表（所定様式P57）	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②在学証明書 ③スケジュール表（所定様式P57） ④カリキュラム表（就学先が発行する時間割など）	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②介護・看護状況申告書（所定様式P59） ③スケジュール表（所定様式P57） ④被介護者・被看護者の発行日から3か月以内の診断書または身体障害者手帳または愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳等の写しのいずれか	
出産の予定がある場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②母子手帳の写し（表紙および出産（分娩）予定日の記載があるページ）	
出産により世帯員が増加した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②母子手帳の写し（出生証明のページ）	
育児休業を取得する場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50） ③育児休業（予定）届（所定様式P55）	②は育児休業の期間が記載されているもの ※ 申込みをしている児童とは別のきょうだいの育児休業を取得している場合であっても、申込児の入所が決定した際には、入所月の翌月1日までに復職する必要があります。
産前産後休業・育児休業から復職する場合	復職証明書（所定様式P54）	復職日から10日以内に提出
離婚・死別・結婚・特別養子縁組をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②（離婚）戸籍の全部事項証明書、または離婚の受理証明書など（結婚）相手の方の保育の必要性が確認できる書類など（子ども育成課へ要確認） （特別養子縁組）養子縁組を確認できる書類	死別の場合は、①のみ提出
同居人が増えた場合	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	
住所の変更	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	三鷹市外へ転出した場合は選考対象外となります。
市外認可保育所、認可外保育施設、幼稚園等に預け始めた場合	児童在籍証明書（所定様式P60）または保育所等との契約書等（預けている日数と時間がわかるもの）	対象の保育所等はP24（注4）をご確認ください。
預け先の保育所等を退所した場合	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	備考欄に退所した保育所等名と退所日を記載してください。
生活保護の受給の開始・廃止	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	
同居（同一住所）の家族（児童本人）が障がい者手帳の取得をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ※ 愛の手帳（療育手帳）取得の場合は手帳のコピー	

※ 上記以外の変更がある方など提出書類が不明な場合は、子ども育成課へお問い合わせください。

※ 変更の内容によっては、追加書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

1 申込み対象者

原則、以下の要件を満たす方が認可保育所等に申込みが可能です。

住民登録が三鷹市にある方

申込みができる方は原則、申込み時から入所月の初日の時点で三鷹市民である方（住民登録が三鷹市にある方）です。（入所月の前月末日までに三鷹市に転入予定のある方を含みます。）

申込み後、入所までの間に三鷹市外へ転出される方は、原則、選考対象外となり、内定取り消しとなります。
⇒**例外**：「**P21**市外への申込み・市外からの申込み」

お子様の年齢要件を満たしている方

保育所等の受け入れが可能な年齢は、**生後 57 日目**から小学校就学前までとなります。

クラス年齢とは、対象児童の申込み時点の満年齢ではなく、入所を希望する年度の 4 月 1 日時点の年齢です。

※ 出産予定の方の申込みについて（4 月入所）

保育所等の 0 歳児の受け入れは生後 57 日目からのため、**令和 9 年 2 月 3 日（水）までに出生されたお子様が令和 9 年 4 月 1 日入所の対象児童となります。**

令和 9 年 4 月 1 日入所の申込みができる方は、出産予定日が令和 9 年 2 月 12 日（金）頃までの方とします。出生日が令和 9 年 2 月 4 日（木）以降となった場合は、4 月入所の選考対象外となります。

提出書類

- ・母子手帳の写し（表紙・出産（分娩）予定日の記載があるページ）
- ・「誓約書（出産予定用）」（所定様式 P62）
- ・入所申込みに必要な書類一式 ⇒ 「**P11** 入所・転所申込みに必要な書類」

2 提出書類について

- ・提出書類はあらかじめ写しを取り、内容をよく確認してから提出してください。
- ・保育の必要性が確認できる書類が受付期間内までに提出されない場合は、その月の入所選考は対象外となります。
- ・申込みは、入所希望月ごとに受付期間が決まっています。受付期間を過ぎて提出された申請書や変更書類は、原則として翌月の入所選考から反映されますのでご注意ください。

3 希望保育所等の記入

- ・最大 8 か所まで申込むことができます。
- ・希望の保育所等に空きがなくても申込むことができます。（退所等で空きが生じる場合があります。）
- ・各保育所等によって保育方針が異なりますので、事前に問い合わせや見学することをお勧めします。見学や問い合わせは、各保育所等に個別にご相談ください。
- ・各保育所等の受け入れ年齢を必ずご確認ください。⇒ 「**P33~P36** 三鷹市 認可保育所等一覧」
- ・別途、定期利用保育室ひなたを申込む場合、希望保育所等は 3 か所以上ご記入ください。（詳細は **P40**）

4 施設の本園・分園の選択について

ケンパ井の頭の 1 歳児クラス・みたか小鳥の森保育園の 1 歳児、2 歳児クラス・牟礼の森トキ保育園の 2 歳児クラスへの申込みに関しては、**本園・分園を選択することはできません**。本園・分園どちらに通所するかは、入所児童の選考後、保育所運営を考慮したうえで保育所が決定します。

5 短時間保育専用施設の選考方法について

短時間保育専用施設（以下の3施設）は第1希望優先選考となります。これらの施設を第1希望とした方は、他の希望保育所等選考よりも前に利用調整（選考）を行います。（選考結果は、保育所等と同時に通知します。）入所がかなわなかった場合には、他の希望保育所等の利用調整（選考）を行います。

※ 短時間保育専用施設以外の希望順位は選考の優劣には関係しません。また、募集しているクラス年齢に希望者がいない場合、他のクラス年齢の希望者から内定者を決定することがあります。

＜対象施設＞「こもれび家庭的保育室もこもこ」「こもれび家庭的保育室イデオ」「家庭的保育室いずみ保育園」

6 申込み後、家庭状況等に変更があった場合

選考時（利用調整時）と異なる家庭状況になった場合には、内定取消しや退所となる場合があります。申込み後、家庭の状況に変更がある場合には、子ども育成課へ事前に相談のうえ、速やかに変更後の家庭の状況を確認できる書類を提出してください。

※ 変更希望月の受付期間中に提出されれば、直後の選考会議から変更が有効となります。締切日を過ぎてから届いたものについては、翌月の入所選考会議から有効となります。

⇒ 「P14 申込み後に家庭の状況が変わった場合」

〈これまでに入所内定の取消しや退所になった事例〉

- ・ 保護者が、児童の入所前に仕事を辞めた。（転職の場合も内定取消しになる可能性があります。）
- ・ 育児休業中に保育所を申し込んだが、入所月の翌月1日までに復職しなかった。もしくは休業前と復職時で勤務条件（雇用契約上の勤務時間・日数等）が変更になった。
- ・ 入所前に三鷹市民でなくなった。（選考時点で、三鷹市民でなくなったことを確認できた場合、選考対象外としています。）
- ・ 職業訓練施設に通っていたが、職業訓練期間満了から1か月以内に基準点数が40点の就労を開始しなかった。

7 育児休業の取扱い

〈入所条件〉

申込みをしている児童の育児休業を取得している場合は、休業前と同じ勤務条件（就労規則上の通常勤務日数・時間）で入所した月の翌月1日までに復職することが入所の条件です。自営業の方で育児に伴う休業を取得している場合も、休業前と同じ条件（日数・時間）での復職が必要となります。なお、申込みをしている児童以外のきょうだいの育児休業を取得している場合も、前述の通り復職が必要となります。

◎ 提出書類・提出期限

「復職証明書（所定様式 P54）」 復職日から10日以内に提出してください。

例 6月1日入所の場合⇒7月1日までに復職⇒7月10日までに提出

◎ 時間短縮制度について

会社の就業規則による時間短縮制度や日数短縮制度を利用している場合でも、月48時間以上の復職が必要です。

◎ 注意事項

復職証明書等の提出がない、復職していない、就労条件に変更があったことなどが判明した場合は、原則退所になります。転職の場合も内定取消しや退所となる場合がありますので、必ず子ども育成課へ事前にご確認ください。

※ 入所後に下のお子様の育児休業を取得する場合は、「P27 きょうだいの育児休業に関する取り扱い」をご確認ください。

※ 入所後に新たに入所児の育児休業の取得はできません。

〈自営業の方の育児に伴う休業について〉

自営業の方が、お子さんの育児のため通常の就労時間や日数どおりに就労を行っていない期間を【育児に伴う休業】として取り扱います。（最長、出産日から２年間）

【育児に伴う休業】の期間は「就労証明書（所定書式 **P50**）」の『８ 産前・産後休業の取得、９ 育児休業の取得』の欄に記載してください。

〈育児休業中の方の入所申込みについて〉

「保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」の【育児休業中の方の入所申請確認】の『２ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる』を選択している場合、調整点数にて減点されます。

◎ 許容の可否の切り替え

年度内の選考で切り替えを行う場合、「育児休業中の方の入所申請変更届（所定書式 **P65**）」を各月の入所に対応する受付期間中に提出してください。

８ 申込み後の転職について

認可保育所等の入所申込み後、入所前までに就労先が変更となる場合には、前職の退職日と新しい職場での就労開始日の間が **１か月以上空くと、内定取消し**となることがあります。また、就労先の変更に伴い日数や時間が増える場合には、選考時と基準点数が変わり、**内定取消し**となることがあります。

申込み後に就労先を変更される場合には、必ず事前に子ども育成課にご相談ください。

９ 選考点数の開示について

三鷹市保育所入所選考点数は、当該申込み者の請求により開示することができます。（順位付けは行っておりません。）ただし、他人の点数等については、個人情報保護の観点から、いかなる理由があっても開示することはできません。

また、５月入所以降の選考で、申込み先の保育所等全てに空きがない場合は、選考会議（利用調整）が行われないため、選考点数がつきません。選考点数がついていない場合は、点数を開示することはできません。

10 ４月入所申込み中に、前年度申込みでの入所が決まった場合

令和９年４月入所申込みを行っている方の中で、令和８年度（前年度）の毎月の申込みで入所が決まった場合は、令和９年度４月の申込みは、**取下げ扱い**となります。

ただし、入所するまでに、令和８年度末（令和９年３月末日）までの**退所手続き又は内定辞退の手続きを事前にされた場合に限り**、令和９年４月入所の申込みを有効とすることができます。事前に退所手続きをした上での入所が条件となりますので、**４月の入所が決まらなかった場合も３月末日には退所していただくことになります。**

転所申込みについては、令和８年度（前年度）の毎月の申込みで転所が決まった場合は、必ず転所していただき、令和９年度４月の申込みは、**取下げ扱い**となります。

ただし、令和８年度（前年度）の毎月の申込みで決まった保育所等を除いた希望保育所等（希望順位が低い保育所等も含みます。）であれば、転所をしたうえで令和９年４月の更なる転所の申込みを有効とすることができます。

《 M E M O 》

1-6

きょうだいでの同時申込み【きょうだい条件の設定】

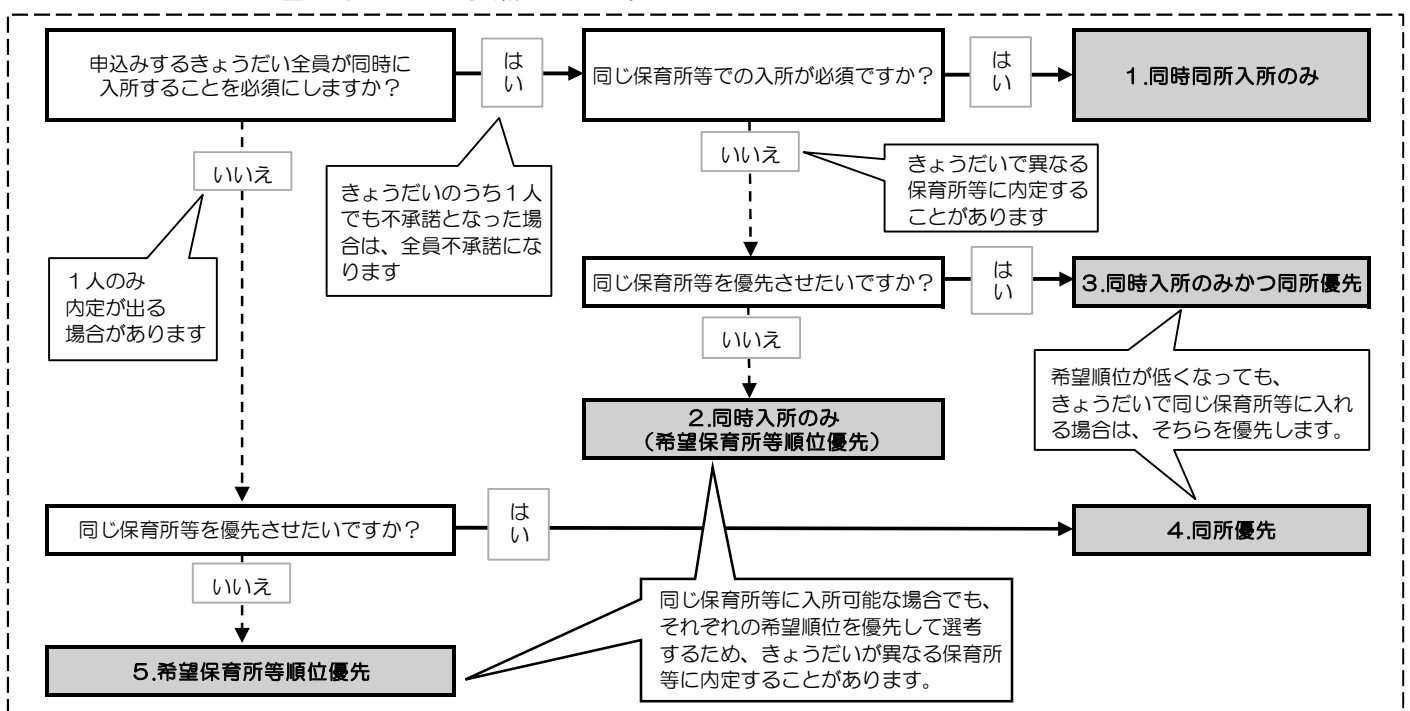
※ このページは、きょうだい2人以上を同じ入所希望月に申し込む場合の説明です。

すでにきょうだいの方が保育所に在籍しており、新たに1人のみ申込みを行う場合は、「きょうだいでの同時申込み」には該当しません。

1 申込み方法

きょうだいで同じ入所希望月に申込みをする場合は、「保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書」の【きょうだい条件の設定】の欄の「1.同時同所入所のみ」「2.同時入所のみ（希望保育所等順位優先）」「3.同時入所のみかつ同所優先」「4.同所優先」「5.希望保育所等順位優先」のいずれかを選択してください。「同時」というのは入所月をそろえるということ、「同所」というのは入所する保育所等をそろえることを指します。

下記のフロー図もあわせてご参照ください。



2 内定できる保育所等が複数ある場合の内定決定のパターン

〈ケース1〉

選択肢の1か3か4を選択した場合、きょうだいともにC園に内定決定します。2か5を選択した場合、1人目の児童はA園、2人目の児童はB園に内定決定します。

	1人目		2人目	
希望順位	希望保育所等	結果	希望保育所等	結果
第1希望	A園	内定	A園	利用不可
第2希望	B園	利用不可	B園	内定
第3希望	C園	内定	C園	内定

〈ケース2〉

1か2か3を選択した場合、きょうだいともに不承諾となります。4か5を選択した場合、1人目の児童のみA園に内定決定します。

	1人目		2人目	
希望順位	希望保育所等	結果	希望保育所等	結果
第1希望	A園	内定	A園	利用不可
第2希望	B園	利用不可	B園	利用不可
第3希望	C園	内定	C園	利用不可

3 きょうだいでの同時申込みの注意点

共通事項

- ・【きょうだい条件の設定】の欄は申込み児童ごとにご記入ください。なお、きょうだい条件の設定は世帯で揃えてください。
- ・きょうだい条件の設定を選択していない場合は、「5希望保育所等順位優先」を選択したものとして取り扱います。
- ・本園・分園がある保育所については、同じ保育所に内定決定した場合でも、本園・分園の決定は各保育所が行うため、きょうだいの通所先が分かれる場合があります。
- ・きょうだいと同じ保育所等に内定できる組合せが複数ある場合、希望順位や入所選考の結果を踏まえて決定します。

1 人のみの入所は希望しない

選択項目	必要事項・確認事項
1.同時同所入所のみ	・きょうだいの希望保育所等が同じ保育所等、同じ数、同じ希望順位の場合のみ選択できます。 ・きょうだい が 別々の保育所等に入所する場合があります。
2.同時入所のみ（希望保育所等順位優先）	
3.同時入所のみかつ同所優先	

- ・きょうだいのいずれかが内定に至らないときは、内定可能な児童についても内定決定に至りません。

1 人のみの入所も希望する

選択項目	必要事項・確認事項
4.同所優先	・同時内定が可能な場合は、希望保育所等順位よりも、きょうだい が 同じ保育所等に入所できることを優先して内定を決定します。 ・きょうだい 同時申込みではない児童と同じ条件で選考されます。
5.希望保育所等順位優先	

新規申込み児童と転所申込み児童を同時に申込み場合

新規申込み児童が、転所申込み児童の転所前の在籍保育所等を希望して内定した場合でも、転所申込み児童が別の保育所等への転所が決定したときは、きょうだい で 同じ保育所等に通うことはできません。これは、転所申込み児童が転所先に内定した場合、転所前の保育所等には戻ることができないためです。（詳細は [P21](#)）。

※ 転所申込み児童は、現在在籍している保育所等を希望することはできません。

	1 人目 (新規申込み)	2 人目 (転所申込み)	申込み時は A 園に在籍
希望順位	希望保育所等		
第 1 希望	B園	B園→内定	1 人目の児童が A 園に内定しても、 2 人目の児童が B 園に内定した場合、 2 人目の児童は B 園に転所するため、A 園に 2 人 で通所することはできません。
第 2 希望	C園	C園	
第 3 希望	A園→内定	D園	

※ 上記の例では、同じ施設の希望ではないため、「1.同時同所入所のみ」は選択できません。

4 きょうだい条件の設定を変更する場合

申込み後に変更希望が生じた場合は、受付期間内に所定の手続きをしてください。

⇒ [「P13 申込み後の手続き」](#)

転所とは、現在通われている市内認可保育所等から別の市内認可保育所等に移ることを指します。希望する場合は、新規入所申込みと同様に「転所」申込みをしてください。提出方法は新規入所申込みと同じです。

なお、一度年度内に申込みをされて入所した方が、同年度内における転所申込みをする際には、税額に変更がなければ、税関係書類の再提出は不要です。

《ご注意ください！》

転所申込みをされた方は、転所が内定した選考にて、同時に現在入所している保育所等に欠員が生じたとして選考を行いますので、元の保育所等には戻れません。

例えば、4月入所で転所が決まらず5月以降に転所内定決定が出たが、在籍の保育所等にお子様が慣れたので転所を辞めたい、友達と別れることになるためお子様が納得しない、転所先で延長保育が受けられない、などの理由があっても、転所が一旦内定決定した場合は、元の保育所等には戻れません。転所の意思がなくなった場合は、速やかに「保育所等入所申込取下届（所定様式P66）」を提出してください。

1 三鷹市民の方が三鷹市外の保育所等を申込みする場合（紙での申込みのみ受付）

受付方法

- ・ 転出予定がある方は、転出先へ直接提出
（※ 三鷹市を通して受け付ける自治体もあるため、事前に申込み自治体にご確認ください。）
- ・ 転出予定がない方は、三鷹市子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出
（※ 事前に申込みを希望する自治体にご確認ください。）

提出書類

- ・ 自治体によって、必要書類、締切日、申込みの可否などが異なるため、必ず事前に申込み先の自治体にご確認ください
- ・ 三鷹市に提出する場合は、申込み先自治体の締切日の **10 日前までに**、ご提出ください。
（不足書類などがあると、追加書類の提出が間に合わないことがあります。）

2 三鷹市民以外の方が、三鷹市の保育所等を申込みする場合（紙での申込みのみ受付）

受付方法

- ・ 転入予定がある方は、三鷹市子ども育成課窓口へ郵送、または直接提出
- ・ 転入予定がない方及び転入予定があることを書類で確認できない方は、原則住民登録をしている自治体へ提出

提出書類

- ・ 『誓約書（転入予定者用）』（所定様式P63）
- ・ 入所申込みに必要な書類一式 ⇒ 「P11 入所・転所申込みに必要な書類」

- ・ 三鷹市へ転入予定がない方は「誓約書（転入予定者用）」は不要です。
- ・ 住民登録をしている自治体を通じての申込みとなる方は、申込み締切日等、日程や必要書類については三鷹市の基準になるため、不足書類などが生じると期限に間に合わないことがあります。
- ・ 三鷹市の所定様式をお使いください。ただし、提出先の自治体で三鷹市の様式だと受付できない場合は、提出先の様式でも提出可能です。（書類を提出する自治体に確認してください。）
- ・ 三鷹市への転入手続き後は、入所希望月の前月末日（土日・祝日にあたる場合は直前の開庁日）までに、三鷹市子ども育成課で、「転入申告書」を記入し転入手続きを行ってください。

三鷹市に転入予定がない方及び転入予定があることを書類で確認できない方の取り扱い

0歳～2歳クラス

4月～9月入所は申込み不可。10月入所から申込み可。

3歳～5歳クラス

4月入所から申込み可。

* 転入予定のない方の選考については、三鷹市民優先となります。

転入予定のない方の3～5歳児クラスの4月入所は、2次入所選考から申込み可能です。

1 選考点数の決定

入所を希望する児童数が入所募集児童数を上回るときは、選考会議開催月の初日及び入所予定月の初日における保護者の状況を基準として三鷹市保育所入所選考基準「P23 入所選考（利用調整）会議の基準表」により選考点数を定めます。

※ 保護者 1 人につき、複数の保育の必要性事由に該当する場合は、より必要性の高い事由の点数のみ適用します。

保護者 1 基準点数＋保護者 2 基準点数＋調整点数＝選考点数

例：保護者 1、2ともに「月に 20 日・140 時間以上」の就労。きょうだい同時申込みの場合。

	①基準点数（P23～P24）	②調整点数（P24）	選考点数（①＋②）
保護者 1	1 就労-（1）-ア 40点	3 きょうだいで 同時申込み 3点	83点 ※選考項目 （P25 優先段階 3）は 保護者 1：④就労 保護者 2：④就労
保護者 2	1 就労-（1）-ア 40点		

点数の付け方…（例）就労の場合

5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()														
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分(うち休憩時間)	分)		
		一月当たりの就労日数										月間	日	一週当たりの就労日数	週間	日
		平日	時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分)								
		土曜	時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分)								
		日祝	時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分)								
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	合計時間	□ 月間	□ 週間	時間	分(うち休憩時間)	分)									
		就労日数	□ 月間	□ 週間	日											
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯	時	分	～	時	分(うち休憩時間)	分)								
		年月	年	月	年	月	年	月	年	月						
		日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月							
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日														
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ～ 年 月 日														
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ～ 年 月 日														
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日														
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分(うち休憩時間) 分)														

基準点数は、労働契約上の就労常態の「就労時間」「就労日数」で付け、整合性の有無は「就労実績」で判断します。

短時間勤務制度の利用は、選考点数には関係ありません。

2 内定者の決定

- ・ 内定者の決定は保育所等ごとに行います。（申請書に記入した希望保育所等の選考に入ります。）
- ・ 希望順位に関係なく、選考点数の高い方が内定します。※
- ・ 複数の保育所等に内定した場合、申請書に記入した希望順位が上位の保育所等に内定決定します。（希望順位は選考結果に影響しませんので、行きたい順に記入してください。※）
→きょうだいで同時申込みでは、きょうだい条件の設定に基づき選考を行います。
- ・ 選考点数が同点の場合、「P25 同一選考点数世帯間の優先順位」に基づき、内定を決定します。
- ・ 定員に空きがない場合や定員より入所希望者が多い場合は、すぐに入所できないことがあります。

※ 第 1 希望優先選考施設を除く

＜第 1 希望優先選考施設＞⇒「P16 短時間保育専用施設の選考方法について」

「こもれび家庭的保育室もこもこ」「こもれび家庭的保育室イデオ」「家庭的保育室いずみ保育園」

三鷹市保育所入所選考基準表

選考項目	類型	保護者の状況		
		細目	詳細	基準点数
1	就労	(1) 外勤 自営業	ア 月間140時間以上の就労を常態	40
			イ 月間120時間以上140時間未満の就労を常態	38
			ウ 月間100時間以上120時間未満の就労を常態	36
			エ 月間80時間以上100時間未満の就労を常態	32
			オ 月間60時間以上80時間未満の就労を常態	30
			カ 月間48時間以上60時間未満の就労を常態	28
		月間 16日以上 20日未満 就労	キ 月間140時間以上の就労を常態	38
			ク 月間120時間以上140時間未満の就労を常態	36
			ケ 月間100時間以上120時間未満の就労を常態	34
			コ 月間80時間以上100時間未満の就労を常態	30
			サ 月間60時間以上80時間未満の就労を常態	28
			シ 月間48時間以上60時間未満の就労を常態	26
		月間 16日未満 就労	ス 月間120時間以上の就労を常態	34
			セ 月間100時間以上120時間未満の就労を常態	32
			ソ 月間80時間以上100時間未満の就労を常態	28
			タ 月間60時間以上80時間未満の就労を常態	26
			チ 月間48時間以上60時間未満の就労を常態	24
		(2) 就労（その他）	ア 上記に掲げるもののほか、勤務の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	22
2	不存在	ア	保護者2が死亡・離別・行方不明等で、常時その児童と起居を共にしていない場合	45
3	妊娠、 出産・ 疾病、 障がい	(1) 妊娠、出産	ア 出産前後（予定月を挟んで前後2か月、計5か月）を通じて、分娩休養のため保育にあたることができない状況にあり、かつ他に保育にあたることができる者を期待できない場合	30
			イ 上記に掲げるもののほか、出産により明らかに保育に欠けると認められる場合	24
		(2) 疾病	ア 1か月以上の長期入院（見込み可）	40
			イ 常時病臥	40
			ウ 隔離を必要とする感染性疾患又は精神性疾患（知的障がいを含む。）	40
			エ 特定医療費（指定難病）受給者及びマル都医療券対象の難病により週1日以上の通院を常態	36
			オ 週1日以上の通院を常態（精神性疾患・知的障がいを含む。）	32
			カ 定期通院を常態（精神性疾患・知的障がいを含む。）	30
			キ 上記に掲げるもののほか、傷病により明らかに保育に欠けると認められる場合	24
		(3) 障がい （注1）	ア 身体障害者手帳1級・2級該当者、精神障害者保健福祉手帳1級・2級該当者又は愛の手帳（療育手帳）1度・2度もしくは3度該当者	40
			イ 身体障害者手帳3級該当者、精神障害者保健福祉手帳3級該当者又は愛の手帳（療育手帳）4度該当者	32
			ウ 上記以外の身体障害者手帳所持者	24
4	介護・ 看護	(1) 同居の親族（注2,3）の 病院・施設等の付添い	ア 長期入院者に常時付添っている場合又は心身障がい者施設、特別支援学校等へ通所又は通学する者の付添いに日中（月20日以上かつ、月140時間以上）を通じて従事している場合	40
			イ 月48時間以上の付添い等に従事している場合（外来通院者の付添いは含まない。）	34
			ウ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	26
		(2) 同居の親族（注2,3）の 在宅介護等	ア 病状が重く、病臥している者又は心身障がい者（児）の日中（月20日以上かつ、月140時間以上）を通じて介護（看護）をしている場合	32
			イ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）、外来通院付添いの態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	26
		(3) 別居の親族（注3）の 病院・施設等の付添い	ア 長期入院者に常時付添っている場合又は心身障がい者施設、特別支援学校等へ通所又は通学する者の付添いに日中（月20日以上かつ、月140時間以上）を通じて従事している場合	36
			イ 月48時間以上の付添い等に従事している場合（外来通院者の付添いは含まない。）	30
			ウ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	24
		(4) 別居の親族（注3）の 在宅介護等	ア 病状が重く、病臥している者又は心身障がい者（児）の日中（月20日以上かつ、月140時間以上）を通じて介護（看護）をしている場合	30
			イ 上記に掲げるもののほか、介護（看護）、外来通院付添いの態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	24

（注1） 愛の手帳（療育手帳）には、東京都を除く道府県で発行された療育手帳を含む。

（注2） 同一敷地内を含む。

（注3） 児童の親の三親等以内の親族に限る。

選考項目	類型	保護者の状況		
		細目	詳細	基準点数
5		災害復旧	災害によって自身の家屋等が被害を受け、その復旧のため保育にあたることができない場合	40
6	(1) 求職活動		現に求職のため日中外出の常態にある場合（自宅での求職活動も含む）	22
	(2) 就学	技能習得	職業能力開発促進法に規定する職業訓練施設に通所するため、日中の外出を常態としている場合（自宅での受講も含む）	40
		通学	学校教育法に定める学校等に通学するため、月48時間以上の外出を常態としている場合（自宅での受講も含む）	32
		その他	上記に掲げるもののほか、通学等の態様から明らかに保育に欠けると認める場合（自宅での受講も含む）	22
7		その他	前各号に掲げるもののほか、地域の特殊性及び児童を取り巻く環境等特殊事情を考慮し市長が明らかに保育に欠けると認める場合	20～40

職業訓練施設

「職業能力開発促進法」に規定する公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校及び「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に規定する職業訓練を行う施設とします。技能習得による基準点数（40点）で入所が決まった場合、職業訓練期間満了から1か月以内に基準点数が40点の就労を開始、またはその他基準点数40点以上の要件に該当しなければ退所になります。

調整点数表

適 用		調整項目	条 件	調整点数		
				新規申請	転所	移行
保護者1、保護者2の基準点数を合算した点数に調整を加えるもの	保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、1～8を適用しない。	1	選考項目1～7に該当し、月間48時間以上、保育所等（注4）に申込み児童を預ける（証明日以前に在籍を開始している）契約を結んでおり、児童在籍証明書または契約書等（注5）が受付期間内に提出された場合 ただし、受付期間内に育児休業を取得している証明が提出されている場合については対象外 市内認可保育所等（注6）は対象外	3	適用なし	
		2	当該児童のきょうだいが既に当該児童の申込み保育所等に在籍している場合 ただし、その在籍児が転所申込みをしている場合を除く。	4		
		3	申込み児以外のきょうだいが同時申込み中の場合	3		
		4	生活保護受給世帯で、保育の実施がその世帯の自立助長に大きく貢献すると認められる場合には、市長の判断により加点する。	1～5	適用なし	
		5	ひとり親家庭等で、保育の実施がその世帯の自立助長に大きく貢献すると認められる場合には、市長の判断により加点する。	1～9		
		6	児童の虐待防止に寄与するために、特別の支援を必要とする世帯と認められる場合には、市長の判断により加点する。	1～5		
		7	選考項目2不存在に該当し、他に同居する親族（児童の親の3親等以内）がいない場合	5		
		8	その他市長が特殊な事情の発生を認める場合	1～30		
基準点数に調整を加えるもの	保護者1、保護者2の基準点数を合算した点数に調整を加えるもの	9	保育所等入所（転所）申込書 兼 三鷹市子どものための教育・保育給付認定申請書において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合	-21		

（注4） 対象となる保育所等は市外認可保育施設、認証保育所、その他の認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）、幼稚園、一時預かり施設（都道府県へ届け出を行っているものに限る）。ただし、三鷹市定期利用保育室ひなたは除く。

個人に預けている場合（ベビーシッター等）も、都道府県へ届け出を行っているものに限る。

（注5） 預けている日数と時間がわかるものに限る。ただし、その契約書等だけでは月間48時間以上利用していることが確認できない場合は、利用実績が分かる書類（利用明細や出席記録など）も併せて提出が必要。

（注6） 市内認可保育所等とは、市内の認可保育所・地域型保育施設及び認定こども園保育認定枠をいう。（一時保育は除く）

合計点数（基準点数＋調整点数）が同点の場合は、以下のとおり入所の優先順位を決定します。

同一選考点数世帯間の優先順位

三鷹市保育の実施に関する取扱要領（抜粋）

優先段階	項 目
1	基準点数の高い者
2	保護者が保育士資格または幼稚園教諭免許状を持ち、対象施設※1において幼児教育・保育に従事（予定を含む）している者（転所・移行の申込みは対象外）
3	選考項目（類型・細目）の優先順位（①～⑧の順）の高い者 ※2 ①不存在 ②災害復旧 ③疾病、障がい ④就労 ⑤介護・看護 ⑥妊娠、出産 ⑦就学 ⑧求職活動
4	保護者が該当資格※3を持ち、三鷹市内の高齢者介護施設または障がい者福祉施設※4において介護または援助業務に従事（予定を含む）している者（転所・移行の申込みは対象外）
5	前年度課税標準額（保護者 1、2 合算）の低い者

※1 対象施設間の優先順位は下記①・②の順とする。

- ① 認可保育所、認定こども園、特定地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育・家庭的保育〈国制度〉・居宅訪問型保育）、地方単独保育施策（認証保育所、家庭的保育〈都制度〉等）、企業主導型保育事業、三鷹市定期利用保育室ひなた
- ② 認可幼稚園

※2 選考項目（類型・細目）間の優先順位は、保護者 1、2 両方の細目で総合的に判断するものとする。

※3 介護福祉士、介護職員初任者研修課程修了者、介護福祉士実務者研修修了者、社会福祉士、精神保健福祉士

※4 三鷹市内の高齢者介護施設または障がい者福祉施設：

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問介護、通所介護（デイケア、デイサービス）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等介護サービスを行っている事業所、三鷹市障がい者のためのしおりに掲載されている指定特定相談支援事業所、通所施設、移動支援、日中一時支援、グループホーム、施設入所支援、短期入所

2

認可保育所等の利用に関すること

1 翌年度の継続入所及び家庭状況の確認について

保育所等は家庭で保育ができない児童をお預かりする施設のため、入所後も「保育を必要とする事由」の継続が必要です。

そのため、市では、翌年度の継続入所の意思確認と併せて、年に一度、「保育を必要とする事由」の確認を行っています。確認の時期になりましたら、保育所等経由で案内書類を配付しますので、必要書類を提出してください。

なお、書類の提出がない場合や「保育を必要とする事由」がない場合は、退所となります。

2 2歳児クラスまでの認可保育所からの移行について

2歳児クラスまでの認可保育所、地域型保育施設に入所した場合は、3歳児クラスに進級する際に、5歳児クラスまである保育所等へ移行となります。認可外保育施設は対象外です。

2歳児クラス在籍中に移行先の希望調査を行い、移行先を決定します。

《移行対象となる方》

① 三鷹市民（住民登録地が三鷹市であり、翌年度も引き続き三鷹市民であること。）

※ 移行先の決定後でも、移行先の保育所等の入所前に三鷹市外に転出した場合は、内定取消しになります。

② 2歳児クラス在籍年度の7月に在籍していること。

《注意点》

- 次年度4月入所の受付前に移行希望調査を行い、移行のための選考（利用調整）を行います。
⇒「P23～P25 入所選考（利用調整）会議の基準表」
- 第2希望以降の保育所等に決まることもあります。
- 移行可能な保育所は毎年変わります。（ご希望の保育所等に移行先として募集がない場合もあります。）
（移行可能枠は原則、2歳児クラスと3歳児クラスの定員に差がある保育所等において、次年度4月入所の人数や、障がい児・医療的ケア児の受け入れ人数等と調整を行い決定します。）
- 移行先の保育所等に内定が出た後、次年度の4月入所受付にて3歳児クラスの転所申込みをすることも可能です。ただし、4月入所は「転所」の取り扱いとなるため、内定決定を辞退することはできません。

3 きょうだいの育児休業に関する取り扱い

上の子の入所後に、下の子の育児休業を取得する場合

育児休業の終了する日の属する月の末日までの期間は、継続入所が可能です。この場合、育児休業を取得する際に、「育児休業（予定）届（所定書式 P55）」と「就労証明書（育児休業取得期間の明記があるもの）（所定書式 P50）」を提出してください。保育の必要量は、産前産後休暇中は「保育標準時間」、育児休業期間中は原則「保育短時間」の認定となります。なお、育児休業が終了し復職した際には復職後10日以内に『復職証明書（所定書式 P54）』を提出する必要があります。

※ 自営業の方の育児に伴う休業も上記取り扱いに準じます。

※ 入所時点できょうだいの育児休業を取得している場合は、「P16 申込みに関わる注意事項の7 育児休業の取扱い」をご確認ください。

4 長期で欠席する場合の取り扱い

長期での欠席を希望される方は、必ず事前に保育所等に相談してください。

1日も通わない月が3か月続いた場合は、保育の必要がないものとみなし、退所となります。

保育所等に在籍している児童や保護者が傷病等のため、やむを得ず1か月以上欠席する等の場合は申請により給食費を免除できる可能性があります。申請方法は子ども育成課または保育所等へご確認ください。

参考事例	7月		8月	9月	10月	
	7/1～10	7/11～31	8/1～31	9/1～30	10/1～20	10/21～
事例①	出席	欠席	欠席	欠席	欠席	出席
事例②	欠席	欠席	欠席	欠席	欠席	出席

→ 事例①…7月と10月にそれぞれ出席しているため、退所にはならない。

→ 事例②…7月から9月にかけて3か月連続で休んでいるため、退所になる。

5 三鷹市転出後も、引き続き三鷹市の保育所に通う場合

以下(1)及び(2)の手続きが必要です。また、2歳児クラスまでの保育所等に継続通所する場合、3歳児クラスへの移行はできません。

(1) 三鷹市での手続き（三鷹市民としての退所連絡）

提出書類：「保育所等退所届（所定様式 **P67**）」

※ 必ず「退所する理由」の欄で、『継続通所』にマルをつけてください。

提出先：三鷹市子ども育成課

提出期限：転出前まで

(2) 転出先自治体での手続き（転出先自治体の住民としての継続入所申込み）

提出書類

提出先 } 転出先自治体にご確認ください。

提出期限

※ 認定区分（標準・短時間）の変更があった場合、三鷹市及び各認可保育所等へ連絡してください。

6 退所する場合

提出書類：「保育所等退所届（所定様式 **P67**）」

提出先：三鷹市子ども育成課

提出期限：退所する月の末日（厳守）

※ 空いた枠に他の方が入所できるように、退所確定後は速やかに書類の提出をお願いします。

※ 原則、退所日は月末日となります。

2-2

保育所等にかかる費用に関すること

保育料（利用者負担額）は無償です。

<給食費について>

0～2歳児クラスは、給食費の徴収はありません。

3～5歳児クラスは、月 6,000 円を給食費として徴収しています。

なお、年収約 360 万円未満世帯（当該年度分の区市町村民税の額が 62,900 円未満（ひとり親世帯や障害者手帳所持者が属する世帯等は、当該額が 77,101 円未満））及び第3子以降（認可保育所等に在籍する子どものうち、3人目以降の子ども）は、給食費はかかりません。入所後に「給食費免除のお知らせ」を送付します。

<延長保育について>

延長保育を利用する場合、延長保育料が発生します。

対象年齢や保育時間、利用料金等は保育所等により異なるため、詳細は各保育所等にお問い合わせください。

<その他の費用について>

写真代や教材費などについて、事前に保護者の同意を得た上で徴収する場合があります。

項目や徴収額は保育所等によって異なりますので、ご不明な点は各保育所等にお問い合わせください。

2-3

保育所等利用中に家庭の状況が変わった場合

世帯の状況や就労条件など保育の要件に変更があった場合は、速やかに該当する書類を提出してください。在籍中に「保育を必要とする事由」がなくなった場合は、原則退所になります。また、書類の提出がなく、あとから「保育を必要とする事由」がない期間があったことがわかった場合も原則退所となります。

【提出書類一覧】

変更内容	提出書類	注意点
同じ職場で勤務条件が変わる場合（外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	
同じ職場で支店の変更などで勤務地が変わった場合（勤務日数や時間に変更がない場合）	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	
転職した場合（変更後が外勤・自営業）	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50） ③【外勤】就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出） 【自営業】就労後3か月分の実績を就労証明書に記載して後日提出	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
求職になった場合 （求職を理由とした保育の期間は 最大3か月間 ）	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②ハローワーク受付票の写し（次の仕事が決まっている場合は、ハローワーク受付票ではなく、就労証明書（国）を提出）	ハローワーク受付票はハローワークで発行 ※ 保育の必要量は原則「短時間」になります。
（求職の方などが）就職内定した場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50）	採用予定で就労証明書を提出した場合は、就労開始証明書を後日提出
採用予定で就労証明書を提出していた方が就労を開始した場合	①就労開始証明書（所定様式P53） ②就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後提出）	
疾病・傷病になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②発行日から3か月以内の診断書、または特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券の写しと通院頻度がわかるスケジュール表（所定様式P57）	
就学になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②在学証明書 ③スケジュール表（所定様式P57） ④カリキュラム表（就学先が発行する時間割など）	
介護・看護になった場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②介護・看護状況申告書（所定様式P59） ③スケジュール表（所定様式P57） ④被介護者・被看護者の発行日から3か月以内の診断書または身体障害者手帳または愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳等の写しのいずれか	
出産により世帯員が増えた場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②母子手帳の写し（出生証明のページ）	
育児休業を取得する場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②就労証明書（国）（所定様式P50） ③育児休業（予定）届（所定様式P55）	②は育児休業の期間が記載されているもの ※ 保育の必要量は原則「短時間」になります。
産前産後休業・育児休業から復職する場合	復職証明書（所定様式P54）	復職日から10日以内に提出
離婚・死別・結婚・特別養子縁組をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ②（離婚）戸籍の全部事項証明書、または離婚の受理証明書など（結婚）相手の方の保育の必要性が確認できる書類など（子ども育成課へ要確認） （特別養子縁組）養子縁組を確認できる書類	死別の場合は、①のみ提出
同居人が増えた場合	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	
住所の変更	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	三鷹市外へ転出し、継続通所を希望される場合は別途手続きが必要です。詳細はP28を確認ください。
生活保護の受給の開始・廃止	家庭状況変更確認書（所定様式P49）	
同居（同一住所）の家族（児童本人）が障がい者手帳の取得をした場合	①家庭状況変更確認書（所定様式P49） ※ 愛の手帳（療育手帳）取得の場合は手帳のコピー	

※ 上記以外の変更がある方など提出書類が不明な場合は、子ども育成課へお問い合わせください。

※ 変更の内容によっては、追加書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

3

保育施設・サービスの 紹介に関すること

保育所等の種類	認可保育所等 P33～	認可外保育施設等・その他預かりサービス P37～
	・認可保育所(公立・私立) ・認定こども園 ・地域型保育施設 └ 小規模保育施設 └ 家庭的保育施設	・東京都認証保育所 ・企業主導型保育施設 ・認可外保育所 ・一時預かり事業 ・ベビーシッター など
申込先と 選考方法	市へ申込みを行い、 市が入所選考を行います。	保育所等に直接申込みを行います。
保育の 必要性の認定	必要	原則不要 『幼児教育・保育の無償化』『認可外保育施設利用助成金』の申請をする場合や施設に認定証の提出を求められる場合は必要となります。
利用料	保育料は無償です。 その他保育所等にかかる費用については、P28をご確認ください。	各保育所等が決定・徴収を行います。

＜共通事項＞

認可保育所等は、保護者の就労や傷病等により、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。希望する保育所等の申込み児童数が受入れ可能数を上回った場合には、入所する児童を公正な方法で選考します。

保育時間	1日8時間（例 8:30～16:30） ・就労時間等に応じて、11時間の開所時間範囲内で8時間以上の利用が可能（短時間保育専用施設は8時間まで）
延長保育	就労時間等を考慮したうえで実施（実施のない保育所等もあり。） ・対象年齢や延長時間は各保育所等によって異なる。 ・別途、延長保育利用料の負担あり。
休所日	日曜、国民の祝日及び12月29日～1月3日

※ 詳細は保育所等によって異なるため、各保育所等にお問い合わせください。

1 認可保育所（保育所）

保育所は、国が定めた基準を満たし、都の認可を受けた児童福祉法に定める福祉施設です。三鷹市内には以下の3種類の保育所があり、各保育所によって保育理念や年間行事等はさまざまです。

1 私立保育所

社会福祉法人やNPO法人、株式会社等が設置・運営する保育所です。

2 公私連携型保育所

三鷹市と協定を結んだ社会福祉法人や株式会社が設置・運営する保育所です。

3 公立保育所

三鷹市が設置・運営する保育所です。

2 認定こども園

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援（一時保育や子育て相談など）も行う施設です。受入れ年齢は、施設によりさまざまです。

1号認定子どもも2号認定子どもも、共通利用時間（例 9:00～14:00）は一緒に過ごします。

三鷹市内には保育所型認定こども園が1施設あります。

・ 保育所型認定こども園

認可保育所をベースとし、保育が必要な子ども以外も受け入れる施設です。

3 地域型保育施設

地域型保育施設とは、国が定めた基準を踏まえ、市区町村が設定した認可基準を満たした保育施設です。原則定員19名以下の0～2歳児を保育する施設で、三鷹市内には家庭的保育、小規模保育の2種類があり、**三鷹市民専用**です。（ただし、入所後に市外へ転出した場合は、継続して通所できます。（詳細はP28）3歳児クラスに進級する際には、5歳児クラスまである保育所等へ移行となります。（詳細はP27）

また、各施設の近くの公立保育所が連携保育所となっており、イベントの参加や園庭遊びなどで集団保育を経験したり、連携保育所で検診を受けることもあります。

1 家庭的保育施設

0～2歳児を対象とした定員3人以上5人以下の施設で、異年齢保育が特長です。

三鷹市内には3施設あり、保育士の資格をもつ家庭的保育者が保育します。

また、市内の家庭的保育施設はすべて短時間保育（8時間）専用の施設です。

入所すると保育標準時間認定児であっても、短時間認定に変更となります。

→8時間を超える部分については、延長保育料が別途必要です。

入所選考においては**第1希望優先選考「5.短時間保育専用施設の選考方法について（詳細はP16）」**が適用されます。

家庭的保育者が研修や休暇等で不在の日には、連携保育所で代替保育する場合があります。

2 小規模保育施設

0～2歳児を対象とした定員6人以上19人以下の施設で、保育環境・保育内容・保育従事者等については、認可保育所に近い類型です。三鷹市内にはA型が1施設あります。

A型：保育士の人員配置基準のうち、全て保育士有資格者の施設です。

B型：保育士の人員配置基準のうち、5割以上が保育士有資格者の施設です。

認可保育所等
MAP番号

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》

定員は変更になる場合があります。 運用定員は、基準の範囲内で弾力的に運用している人数も含めています。

MAP 番号	保育所名	所在地	電話番号	運用定員						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立（公設公営）										
1	中央保育園	上連雀6-11-16	40-7540	12	20	24	28	28	28	140
2	南浦東保育園	下連雀6-12-1	40-7166	9	12	12	22	22	22	99
3	あけぼの保育園	上連雀4-11-21	40-7555	6	12	12	18	18	18	84
4	新川保育園	新川5-7-2	40-7553	9	15	18	22	22	22	108
5	山中保育園	上連雀7-19-1-100	40-7542	9	22	24				55
6	中原保育園	中原4-35-4-101	40-7170		15	22	24	24	25	110
7	下連雀保育園	下連雀4-19-4	40-7160	9	10	12	24	25	25	105
8	上連雀保育園	上連雀5-1-27	40-7168		15	18	22	22	22	99
9	野崎保育園	野崎3-12-11	39-7050	9	12	12	22	24	24	103
公私連携型										
10	三鷹西野保育園	深大寺3-3-10	39-7030	9	10	12	22	24	24	101
11	三鷹駅前保育園	下連雀3-30-12 2F	79-5441	7	13	15				35
12	認定こども園 三鷹ちどりこども園 【保育所型】	上連雀4-12-26	72-9220		5	8	15	15	15	58
13	三鷹赤とんぼ保育園	牟礼3-9-3	40-0600	12	20	24	25	25	25	131
14	三鷹南浦西保育園	下連雀7-2-1	40-7551		20	24	24	24	24	116
15	ベネッセ 三鷹東台保育園	中原2-17-39	79-7728	9	12	12	12	12	12	69
16	まなびの森 三鷹牟礼保育園	牟礼7-4-52	76-0883	6	17	17	17	17	18	92
17	ベネッセ 三鷹大沢台保育園	大沢2-2-52	39-3177	6	9	11	12	12	12	62
18	まなびの森 三鷹こじか保育園	新川6-7-8	71-2211		15	15	15	14	14	73
地域型保育施設（小規模保育施設） 三鷹市民専用施設										
a	びかびか保育園 【A型】	下連雀3-4-20-101	70-1192	3	8	8				19
地域型保育施設（家庭的保育施設） 三鷹市民専用施設 第1希望優先選考施設										
b	こもれび家庭的保育室ももこ	新川4-25-14-105	24-6435	計 5						5
c	こもれび家庭的保育室イデオ	新川1-15-1	24-7187	計 5						5
d	家庭的保育室いすみ保育園	大沢3-5-4	26-4814	計 5						5
みたかさっすナビにて保育所等のホームページや場所を確認できます。 ※令和9年1月に三鷹市ホームページのリニューアルを予定しています。 以降はリニューアルした三鷹市ホームページからダウンロードをお願いします。				《注意点》 ○ 原則として、自動車での送迎はできませんのでご注意ください。 ○ 保育所等により若干名の障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子様の受け入れを行っています。（詳細は P8 ）						



※ 延長保育は別途延長保育料を負担していただきます。土曜日の延長保育時間については保育所等に直接お問い合わせください。

なお、保育所等ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められています。

「短時間認定」のご家庭が保育短時間の時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

「短時間認定」のこども達が保育短時間の時間帯を短くして利用する場合は、延長保育料がかかります。						
保育標準時間	保育短時間	延長保育		運営主体	保育所名	MAP 番号
		保育標準時間後の 延長保育時間 (月～金)	対象年齢			
公立（公設公営）						
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～	三鷹市	中央保育園	1
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～		南浦東保育園	2
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～		あけぼの保育園	3
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～		新川保育園	4
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～		山中保育園	5
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～		中原保育園	6
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～20：00	1歳児クラス～		下連雀保育園	7
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～		上連雀保育園	8
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～		野崎保育園	9
公私連携型						
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～	社会福祉法人 三鷹市社会福祉事業団	三鷹西野保育園	10
7：00～18：00	8：30～16：30	18：01～20：00	0歳児クラス～		三鷹駅前保育園	11
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～		認定こども園 三鷹ちどりこども園 【保育所型】	12
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～		三鷹赤とんぼ保育園	13
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～		三鷹南浦西保育園	14
7：00～18：00	8：30～16：30	18：01～20：00	満1歳～	株式会社ベネッセスタイルケア	ベネッセ 三鷹東台保育園	15
7：00～18：00	8：30～16：30	18：01～20：00	0歳児クラス～	株式会社こどもの森	まなびの森 三鷹牟礼保育園	16
7：00～18：00	8：30～16：30	18：01～20：00	満1歳～	株式会社ベネッセスタイルケア	ベネッセ 三鷹大沢台保育園	17
7：00～18：00	8：30～16：30	18：01～20：00	1歳児クラス～	株式会社こどもの森	まなびの森 三鷹こじか保育園	18
地域型保育施設（小規模保育施設） 三鷹市民専用施設						
7：30～18：30	8：30～16：30	18：31～19：30	1歳児クラス～	株式会社cozy village	びかびか保育園 【A型】	a
地域型保育施設（家庭的保育施設） 三鷹市民専用施設 第1希望優先選考施設						
	8：30～17：30	応相談(最長18時まで)		特定非営利活動法人アピリティクラブ たすけあいみだか たすけあいワークスこもれび	こもれび家庭的保育室もこもこ	b
	8：30～17：30	応相談(最長18時まで)			こもれび家庭的保育室イデオ	c
	9：00～17：00	応相談(最長18時まで)		特定非営利活動法人 オアシスの会	家庭的保育室いすみ保育園	d

○ 家庭的保育施設の選考方法について（詳細は [P16](#)）

・家庭的保育施設（短時間保育専用施設）は第1希望優先選考となります。これらの施設を第1希望とした方は、他の希望保育所等の選考よりも前に利用調整（選考）を行います。

（選考結果は、保育所等と同時に通知します。）

・入所がかなわなかった場合には、他の希望保育所等の利用調整（選考）を行います。

※短時間保育専用施設以外の希望順位は選考の優劣には関係ありません。

令和9年4月1日時点（令和8年9月時点での予定）

認可保育所等
MAP番号

《 三鷹市 認可保育所等一覧 》

定員は変更になる場合があります。 運用定員は、基準の範囲内で弾力的に運用している人数も含めています。

MAP 番号	保育所名	所在地	電話番号	運用定員						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
私立										
19	井の頭保育園	井の頭3-16-31	43-7916	8	12	14	14	14	18	80
20	第二小羊チャイルドセンター	北野3-10-14（本園） 北野2- 6- 23（分園）	43-9754	6 本園	15 本園	18 本園	20 本園	20 分園	20 分園	99
21	椎の実子供の家	大沢4-8-8	32-4103	9	18	20	20	20	20	107
22	あかね保育園	下連雀7-6-18	49-2671	6	10	12	12	12	12	64
23	みだか小鳥の森保育園	井の頭5-22-8（本園） 牟礼4-9-25（分園）	45-4558(本園) 26-7800(分園)	9 本園	12本園 6分園	12本園 8分園	22 分園	22 分園	25 分園	119
24	みだかつくしんぼ保育園	中原1-29-35	03-3308-3507	9	12	12	12	12	12	69
25	弘済保育所(おひさま保育園)	下連雀5-2-5	49-8893	8	8	10	14	14	14	68
26	まなびの森保育園三鷹新川	新川6-5-15	76-0708	6	13	13	13	14	13	72
27	第二椎の実子供の家	上連雀6-25-31	44-4103	9	17	22	22	22	24	116
28	にじいろ保育園三鷹下連雀	下連雀1-4-22	26-5684	6	12	12	13	13	13	69
29	ケンバ井の頭	井の頭1-14-5（本園） 井の頭1-31-22（分園）	70-0960(本園) 70-7530(分園)	9 分園	8本園 7分園	15 本園	15 本園	15 本園	15 本園	84
30	ドルフィン三鷹の杜保育園	井口1-10-19	34-7200	6	15	18	20	20	20	99
31	ポピンズナーサリースクール三鷹南	下連雀4-16-16	70-1620	6	10	12	14	14	14	70
32	まなびの森 三鷹もりのこ保育園	上連雀2-16-1	43-1195	6	12	13	14	14	13	72
33	にじいろ保育園三鷹新川	新川6-33-15	26-7402	6	14	16	20	20	20	96
34	にじいろ保育園三鷹牟礼	牟礼1-14-27	24-6618	6	14	16	20	20	20	96
35	牟礼の森トキ保育園	牟礼4-2-23（本園） 牟礼4-2-19（分園）	24-9233（本園） 46-6977（分園）	6 本園	20 本園	12本園 12分園	25 分園	25 分園	25 分園	125
36	三鷹どろんこ保育園	井口1-23-9	30-5923	6	15	18	20	20	20	99
37	グローバルキッズ三鷹園	下連雀3-6-21	71-5155	9	15	18	19	19	19	99
38	三鷹ちしろの木保育園	野崎2-11-7	30-9098	6	10	18	20	20	20	94
39	キッズガーデン三鷹上連雀	上連雀6-27-4	29-8020	6	15	18	20	20	20	99
40	Gakkenほいくえん 三鷹	上連雀1-5-12	54-2261	6	10	12	14	14	14	70
41	みだいぐコスモ保育園	井口1-9-19	31-3131	6	18	18	19	19	19	99
42	三鷹新川雲母保育園	新川3-6-6	70-1108	3	10	11	12	12	12	60
43	ソラストみだか台保育園	牟礼5-6-7	76-6070	6	10	12	15	15	15	73
44	HOPPA北野けやきの里	北野4-8-25	03-6279-5058	6	14	15	15	15	15	80
45	ポピンズナーサリースクール三鷹下連雀	下連雀5-1-1-E2	29-9575	6	10	11	11	11	11	60
46	みだかこころ保育園	牟礼6-2-1	26-9022	12	12	12	14	15	15	80
47	うれしい保育園三鷹中原	中原3-2-1	76-8821	6	11	11	11	11	11	61
48	ときむれのこ保育園	牟礼4-3-14	26-7730	6	18	18				42
49	ペガサス保育園三鷹駅前	下連雀3-34-15-201	72-8545		9	9	10	10	10	48
50	アイム保育園	上連雀2-8-20 1F	76-2676		5	5	5	5	5	25

みだかきっすナビにて保育所等のホームページや場所を確認できます。
※令和9年1月に三鷹市ホームページのリニューアルを予定
しています。以降はリニューアルした三鷹市ホームページから
ダウンロードをお願いします。



《注意点》

- 原則として、自動車での送迎はできませんのでご注意ください。
- 保育所等により若干名の障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とするお子様の受け入れを行っています。(詳細は [P8](#))

※ 延長保育は別途延長保育料を負担していただきます。土曜日の延長保育時間については保育所等に直接お問い合わせください。
 なお、保育所等ごとに「保育短時間」の利用可能な時間帯が決められています。
 「短時間認定」のご家庭が保育短時間の時間帯を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

保育標準時間	保育短時間	延長保育		運営主体	保育所名	MAP 番号
		保育標準時間後の 延長保育時間 (月～金)	対象年齢			
※私立保育所の延長保育については、令和8年9月時点の状況です。各保育所に直接お問い合わせください。						
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	1歳児クラス～	社会福祉法人井の頭会	井の頭保育園	19
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人こひつじ会	第二小羊チャイルドセンター	20
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	満1歳～	社会福祉法人楽山会	椎の実子供の家	21
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人あかね保育の会	あかね保育園	22
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人みたか小鳥の森福祉会	みたか小鳥の森保育園	23
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	社会福祉法人新川中原保育会	みたかつくしんぼ保育園	24
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	満1歳～	社会福祉法人東京弘済園	弘済保育所(おひさま保育園)	25
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社こどもの森	まなびの森保育園三鷹新川	26
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	満1歳～	社会福祉法人楽山会	第二椎の実子供の家	27
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:30	満1歳～	ライクキッズ株式会社	にじいろ保育園三鷹下連雀	28
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～20:30	1歳児クラス～	特定非営利活動法人 ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	ケンパ井の頭	29
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	ドルフィン・ハーモニー株式会社	ドルフィン三鷹の杜保育園	30
7:00～18:00	9:00～17:00	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社ポピンズエデュケア	ポピンズナーサリースクール三鷹南	31
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社こどもの森	まなびの森 三鷹もりのこ保育園	32
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:30	満1歳～	ライクキッズ株式会社	にじいろ保育園三鷹新川	33
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:30	満1歳～	ライクキッズ株式会社	にじいろ保育園三鷹牟礼	34
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	トキ株式会社	牟礼の森トキ保育園	35
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	社会福祉法人どろんこ会	三鷹どろんこ保育園	36
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	株式会社グローバルキッズ	グローバルキッズ三鷹園	37
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	満1歳～	社会福祉法人ちしろの森	三鷹ちしろの木保育園	38
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～20:30	0歳児クラス～	株式会社Smile Project	キッズガーデン三鷹上連雀	39
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	1歳児クラス～	株式会社学研ココファン・ナーサリー	Gakkenほいくえん 三鷹	40
7:15～18:15	8:30～16:30	18:16～19:30	満1歳～	株式会社コスモズ	みたいぐコスモ保育園	41
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社 モード・プランニング・ジャパン	三鷹新川雲母保育園	42
7:00～18:00	9:00～17:00	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト	ソラストみたか台保育園	43
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	0歳児クラス～	ビーフェア株式会社	HOPPA北野けやきの里	44
7:00～18:00	9:00～17:00	18:01～20:00	0歳児クラス～	株式会社ポピンズエデュケア	ポピンズナーサリースクール三鷹下連雀	45
7:00～18:00	8:30～16:30	18:01～19:00	1歳児クラス～	社会福祉法人こころ福祉会	みたかこころ保育園	46
7:00～18:00	9:00～17:00	18:01～20:00	満1歳～	株式会社ケア21	うれしい保育園三鷹中原	47
7:30～18:30	8:30～16:30	18:31～19:30	1歳児クラス～	トキ株式会社	ときむれのご保育園	48
7:30～18:30	9:00～17:00	18:31～19:30	1歳児クラス～	エンゼル有限会社	ベガサス保育園三鷹駅前	49
7:30～18:30	9:00～17:00	18:31～20:30	1歳児クラス～	株式会社aim	アイム保育園	50

《選考に関する注意点》
 ○ みたか小鳥の森保育園の1歳児、2歳児クラス・ケンパ井の頭1歳児クラス・牟礼の森トキ保育園の2歳児クラスへの申込みに際しては、本園、分園を選択することは出来ません。
 入所児童の選考後、保育所運営を考慮した上で保育所が決定します。

令和9年4月1日時点（令和8年9月時点での予定）

東京都認証保育所

東京都認証保育所は、都民の多様化する保育ニーズに対応するための東京都独自の制度であり、東京都が定めた基準を満たし東京都に認証された民間の保育施設です。

1 三鷹市内の保育所一覧（令和8年9月現在）

	保育所名	住所	電話	定員			
				0	1	2	3～
1	まなびの森保育園三鷹プチ・クレイシュ	下連雀 3-34-22	49-5818	3	8	8	21
2	あきやま保育室	下連雀 3-45-16	26-9270	4	5	8	23
3	HOPPA こども愛々保育園三鷹	下連雀 3-34-13	71-5030	6	14	10	-
4	さくらんぼ保育室	下連雀 7-1-26	44-4880	8	8	8	-
5	エトワール保育園三鷹駅前	下連雀 2-24-3	70-2622	5	8	10	15
6	保育園トキ三鷹駅前園	下連雀 3-22-10	24-7175	8	13	12	7
7	春ひな保育園	下連雀 5-5-1	45-2202	6	6	8	-
8	三鷹すみれ保育園	下連雀 3-16-16	26-5691	8	14	14	-

※ 市外の認証保育所については東京都福祉局のホームページにてご確認ください。

2 入所までの流れ

(1) 見学や保育内容の確認など

直接各保育所へお問い合わせください。

(2) 入所申込み

保育所へ入所を希望する旨を伝え、保育所と直接契約を結びます。保育料は保育所に納めます。

3 補助金等について

三鷹市では、東京都認証保育所に通う保護者に対し、認可外保育施設利用助成金等の支給を行っています。

0～2 歳児クラス：月額 80,000 円（上限）

3～5 歳児クラス：月額 77,000 円（上限）

対象者には申請等に基づき、年 4 回登録口座に助成金を振り込みます。詳しくは三鷹市ホームページをご確認ください。

企業主導型保育施設

多様な働き方に対応する保育サービスを提供するため、企業が国の助成を受けて、主として従業員のために設置した保育施設ですが、従業員以外のお子さんの受入れもしています。

1 三鷹市内の施設一覧（令和8年9月現在）

	施設名	住所	電話	定員			
				0	1	2	3～
1	ten kids 三鷹台園	井の頭 2-7-9 2F	29-9755	6	7	6	-
2	ふぁみりあ保育園	中原 4-34-22	24-8035	3	4	4	-
3	さくら保育園	下連雀 3-20-9 1F	77-7775	6	12	10	-
4	ひばりの保育 仙川のいえ	北野 4-8-40	03-6279-6185	5	13		-
5	ぴかぴか保育園 みたか駅	上連雀 1-1-5 1F	38-7189	4	7	7	-
6	オハナレア吉祥寺園	新川 6-3-10 1F	90-3905	4	5	6	-
7	保育ルーム すまいる 三鷹駅南口園	下連雀 4-17-12 2F	24-9050	3	6	6	-
8	まどみ保育園三鷹	上連雀 1-1-3 1F	38-8017	6	6	6	-
9	三鷹げんきグローバル保育園	大沢 4-10-5	30-5873	5	7	10	9
10	キッズナーサリー三鷹の森園	下連雀 2-13-2 1F	26-6639	3	11	11	-

※ 市外の企業主導型保育施設については東京都福祉局のホームページにてご確認ください。

2 入所までの流れ

(1) 見学や保育内容の確認など

直接各施設へお問い合わせください。

(2) 入所申込み

施設へ入所を希望する旨を伝え、施設と直接契約を結びます。保育料は施設に納めます。

3 補助金等について

三鷹市では、認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書を取得した企業主導型保育施設に通う児童の保護者に対し、認可外保育施設利用助成金の支給を行っています。対象者は0～2歳児クラスの課税世帯で、以下のとおり補助を行っています。

0歳児クラス（課税世帯）：月額37,100円（上限）

1～2歳児クラス（課税世帯）：月額37,000円（上限）

対象者には申請等に基づき、年4回登録口座に助成金を振り込みます。なお、0～2歳児クラスの非課税世帯、3～5歳児クラスの方は児童育成協会からの補助により利用者負担相当額が補填されるため三鷹市からの助成金は対象外となります。詳しくは、三鷹市ホームページをご確認ください。

ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）

対象となる児童が保育所等に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして、東京都の認可を受けたベビーシッター事業者を無償（ただし、入会金、ベビーシッターの交通費、キャンセル料、保険料等は無償の対象外）で利用できる事業を実施しています。



1 対象者

- (1) 保育所等の0歳児から5歳児クラスへの入所申込みをして待機児童となっている保護者
- (2) 保育所等の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間育児休業を満了した後に復職する保護者（翌年度4月からの保育所等入所申込みが必要です。）
- (3) 午後10時以降に定期的な就労があるため、保育を必要とする保護者

2 利用までの流れ

(1) 書類の提出

子ども育成課の窓口もしくは電話にて事業の説明を受け、受付表と保護者の保育の必要性が確認できる書類（就労証明書や診断書等）をご提出ください。

利用対象者であることを確認し、後日「対象者確認書」を交付します。

(2) 事業者への連絡

東京都のホームページに掲載されている認定事業者の一覧の中から、希望の事業者を選択して連絡します。その際は、「東京都のベビーシッター利用支援事業を使いたい」旨を必ず伝えてください。



(3) 事業者との契約

事業者との面談・契約後、契約書のコピーとアカウント申請書を子ども育成課へご提出ください。

(4) 利用当日

システムから発行される助成券コード（番号）をベビーシッターに伝えてください。

3 注意事項

(1) 本事業利用中に、保育所等への入所が内定した場合

入所が内定したにもかかわらず辞退した場合は、本事業は入所内定月の前月の末日までで利用終了となります。（利用約款第11条）

(2) 保護者の方が育休を取得中の場合

利用開始時点で育児休業中の方については、復職後すみやかに「復職証明書」をご提出ください。復職日以降の利用分が助成の対象となります。

(3) 他施設との併用について

本事業は、対象児童が認証保育所、認可外保育施設等に在籍している場合も利用できますが、「三鷹市認可外保育施設利用助成金」の支給はできません。また、三鷹市定期利用保育室ひなたとの併用はできません。

4 利用料について

保護者の経済的負担を軽減するため、利用料は無償となります。ただし、通常通り事業者へ利用料1時間150円を支払った上で、市へ「三鷹市ベビーシッター利用支援事業（多子世帯負担軽減助成金）申請書」の提出が必要です。詳細は、利用開始後にご案内します。後日、市より助成金が支給されます。

子ども家庭支援センターが実施している「ベビーシッター利用支援事業（一時保育預かり利用支援）」とは利用できる対象者が異なります。（詳細はP41）

三鷹市定期利用保育室ひなた

認可保育所等への入所が待機となっている1歳児および2歳児（令和9年4月1日時点）を保育する施設です。利用にあたっては、認可保育所等と同様、就労等の要件が必要です。

1 実施施設

三鷹市定期利用保育室ひなた（下連雀4-6-7） TEL：0422-26-2611

- (1) 運営者 株式会社日本保育サービス（委託）
- (2) 対象者 下記の条件をすべて満たす方
 - ・三鷹市内在住で、集団保育可能な1歳児クラスおよび2歳児クラスの児童
 - ・認可保育所等への入所が決まっていない児童
 - ・認可保育所等を3か所以上希望して申請している方
- (3) 利用期間 入所日から最大1年間（連続した12か月） ※ 再入所不可
市外転出の場合や保育の必要性がなくなった場合は利用できなくなります。
- (4) 定員 1歳児、2歳児 計20人
- (5) 開所日 月曜日から金曜日（国民の休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）
- (6) 保育時間 午前7時30分から午後6時30分まで（延長保育なし）
- (7) 保育料 保育料（利用者負担額）は無償です。

2 申込みの流れ（毎月1日付入所のみ）

(1) 入所申込み

入所希望月の前月10日（閉庁日に当たる場合は、翌開庁日）までに「利用申請書」と「申込みに関する同意書」を子ども育成課へ提出してください。（必着）

※ 定員を超える申込みがあった場合は「P23 入所選考（利用調整）会議の基準表」に基づき選考となります。申込み順による優劣はありません。

(2) 利用内定となった場合

入所前月下旬に通知します。保育室での面接・健康診断等の手続き終了後、入所決定通知書を発行します。入所後はお子さまが保育所に慣れるための「慣れ保育」があります。

(3) 利用内定とならなかった場合

待機名簿に登録されます。空きが生じ、内定となった場合に子ども育成課より通知します。

3 その他

- (1) 当施設は認可保育所等の入所申込みを取り下げた場合、または認可保育所等への入所が内定した場合は利用できなくなります。
- (2) 育児休業中に入所が決まった場合は、入所後1か月以内に復職が必要です。入所後、在籍児のきょうだいの産前産後休業を取得する場合は、出産予定月の後2か月間まで在籍可能です。引き続き在籍する場合は復職が必要です。
- (3) 当施設は、認可保育所等入所選考における「P24 調整点数表」の調整点数1の対象保育所等ではありません。
- (4) 1日も通わない月が1か月続いた場合は、保育の必要性がないものとみなし、退所となります。

◆詳細は三鷹市ホームページをご確認ください。

※ 令和9年1月から三鷹市ホームページのリニューアルに伴い、下記リンクが変更となる場合があります。（三鷹市ホームページ→子育て・教育→保育園・幼稚園・子どものための施設→保育園等→各種保育サービス・お知らせ→定期利用保育室のご案内）



三鷹市子ども家庭支援センター等の一時預かり事業

・・・一時的に保育にお困りの方は・・・

利用できるのは市内にお住まいのお子さんと保護者の方です

	① 子ども ショートステイ	②特定一時保育	③一時保育	④トワイライトステイ	⑤病児保育
要件	○保護者が、1.疾病・出産などで入院、2.親族などの看護・介護、3.死亡・行方不明・不在、4.災害や事故、5.冠婚葬祭・出張など社会的にやむを得ない事由、育児疲れ等により一時的に養育が出来ないとき ○児童自身が利用を希望するとき	保護者が、1.疾病・出産などで入院、2.親族などの看護・介護、3.死亡・行方不明・不在、4.災害や事故、5.冠婚葬祭など社会的な事由で保育が出来ないとき	要件はありません。 (一時的に保育できないとき、仕事などで帰宅が遅くなるとき、休日に不在で保育が出来ないときなど)		子どもが病気の回復期にあるが、保育園等の集団保育は困難で、保護者が仕事などのため保育できないこと
対象	市 内 に 住 所 が あ り 、 集 団 保 育 が 可 能 な 児 童				市内に住所がある生後4か月～小学校就学前の児童
	1 歳6か月～中学3年生 ※特別な事由があるときは対象年齢について相談できます。	生後3か月～小学校就学前の児童	生後3か月～小学生 ※認可保育所在籍児・小学生は、トワイライトステイのみ利用可		
内容	宿泊を伴う養育。施設から幼稚園、保育園や学校への送迎。6泊以内	日中の保育 15日間以内(各施設の休園日を含む)	日中の保育 1時間単位	平日夜間、日祝の保育、学童保育所からの送迎など	日中の保育 連続7日間以内
施設・定員	児童養護施設 社会福祉法人朝陽学園 (大沢 2-4-1) 定員：2 人	中央、山中、新川、南浦東、上連雀、野崎保育園 定員：各1 人	三鷹駅前保育園 ※子ども家庭支援センター のびのびひろば隣接 (下連雀 3-30-12) 三鷹市中央通りタウンプラザ3階 定員：1 時間あたり各15 人		(1)あきやまルーム (下連雀 3-45-16 びゅうリィト三鷹3階) 定員：6 人 (2)ポピンズルーム杏林 (新川 4-11-17) 定員：4 人
登録	※申し込み後に、子ども家庭支援センターりぼんの相談員との面談及び施設見学が必要です。	事前登録は不要 ※申し込み後に施設との面談が必要となります。	のびのびひろばでの事前登録が必要 ※登録の際は事前にご連絡ください		市への事前登録が必要 (オンライン※1 でもできます)
申込方法	TEL 0422-40-5925	TEL 0422-76-6817	子ども家庭支援センター のびのびひろば 月～金曜日の 午前 8 時 30 分～午後6時 土曜日の午前 8 時 30 分～午後5時 TEL 0422-40-2926 (※詳細については、必ずお問合せください。)		「テオテ(旧：あずかるこちゃん)」より予約、または各施設へ直接問い合わせ (1)あきやま子どもクリニック (上連雀2-2-16) TEL0422-70-5777 (2)ポピンズルーム杏林 (新川 4-11-17) TEL0422-24-2153
	子ども家庭支援センターりぼん 月～金曜日の 午前 8 時 30 分～午後 5 時 (※詳細については、必ずお問い合わせください。)				

※1 病児保育をオンラインで事前登録するには、市ホームページから病児保育予約システム「テオテ(旧:あずかるこちゃん)」にアクセスして事前登録(アカウント作成)してください。

⑥ ファミリー・サポート・センター事業

子育ての助けをしてほしい人(利用会員)と子育ての援助ができる人(援助会員)との相互援助活動を、市が事務局となって運営する事業です。利用に当たっては、会員登録が必要です。

【対象】市内在住で、生後3か月～小学校4年生(障がいや課題のある児童は小学校6年生まで)

※登録の際は、事前にご連絡ください。

【連絡先】子ども家庭支援センターりぼん

TEL 0422-76-6817

受付時間: 月～金曜日の午前8時30分～午後5時

⑦ ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

一時的に保育が必要となった保護者が、東京都の補助制度を活用しベビーシッターを利用した場合に、ベビーシッター利用料の一部を助成します。

【対象】市内在住で、0歳～9歳に達する年度の末日までの児童

(障がいのある児童は12歳に達する年度の末日まで)

【問合せ先】子ども家庭支援センターりぼん TEL 0422-76-6817

市内一時預かり施設の紹介

通院や仕事等で一時的に保育できないときやリフレッシュしたいときなどに利用できます。(要事前登録)

※ 詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話	定員
椎の実子供の家	大沢4-8-8	0422-32-4103	6
一時保育 こすずめ (みたか小鳥の森保育園)	井の頭5-22-8	0422-45-4558	5
みたかつくしんぼ保育園	中原1-29-35	03-3308-3507	7
弘済保育所(おひさま保育園)	下連雀5-2-5	0422-49-8893	6
第二椎の実子供の家	上連雀6-25-31	0422-44-4103	6
にじいろ保育園三鷹下連雀	下連雀1-4-22	0422-26-5684	5
ケンパ井の頭(分園)	井の頭1-31-22	※問い合わせ先(本園) 0422-70-0960	3
三鷹西野保育園	深大寺3-3-10	0422-32-2772	6
三鷹駅前保育園	下連雀3-30-12 三鷹市中央 通りタウンプラザ3階	※問い合わせ先 子ども家庭支援センターのびのびひろば 0422-40-2926	15
三鷹赤とんぼ保育園	牟礼3-9-3	0422-41-0333	6
まなびの森 三鷹牟礼保育園	牟礼7-4-52	0422-76-0883	6
三鷹市子ども発達支援センター 一時保育 ほしのこ	新川6-37-1 三鷹中央防災公 園・元気創造プラザ1階	0422-45-1133	10
スポット保育室「チューリップ」	下連雀3-45-16 びゅうリエット三鷹3階	0422-26-9281	6
三鷹どろんこ保育園	井口1-23-9	0422-30-5923	6

(令和8年7月1日現在)

一時預かり事業をご利用の方は、幼児教育・保育の無償化の対象となる可能性があります。
3～5歳児クラス、もしくは市民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子さんと、保育の必要性がある場合は、一時預かり事業利用開始日までに無償化の認定を受ける必要があります。詳細は子ども育成課保育施設係までお問い合わせください。TEL 0422-29-9672

市内親子ひろばの紹介

主に乳幼児をもつ地域の子育て家庭支援のために、子どもや親同士が気軽に集い、和やかな雰囲気の中で語り合ったり、育児講座などの啓発活動や育児相談などを行う場所です。各施設において、親子の楽しい時間が過ごせるスペースを用意し、様々なプログラムを実施しています。

※ 詳細については、各施設にお問い合わせ下さい。

ひろば名	所在地	電話
子ども家庭支援センター すくすくひろば	下連雀4-19-6	0422-45-7710
親子ひろば ひまわり (三鷹駅前保育園)	下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ3階	0422-79-5441
つくつくひろば (みたかつくしんぼ保育園)	新川1-10-20 (みたかつくしんぼ保育園とは別の建物になります)	03-5384-2441
HOT・ホッと・きらきら (まなびの森 三鷹こじか保育園)	新川6-7-8 まなびの森 三鷹こじか保育園内	0422-71-2211
親子ひろば ぴっぴ (みたか小鳥の森保育園)	井の頭5-23-8 (みたか小鳥の森保育園とは別の建物になります)	0422-45-4558
おやこでよって チョコっとあつぷるーむ	下連雀4-17-23 市民協働センター内	0422-46-0048
つぎあてボッケ	大沢1-16-26	0422-34-0040
むらさき子どもひろば	下連雀1-25-2	0422-49-5500
西多世代交流センター (乳幼児のあそびひろば)	深大寺2-3-5	0422-31-6039
東多世代交流センター (わくわく・ひよこちゃんランド)	牟礼2-13-19	0422-44-2150
親子ひろば ひよこ	新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造 プラザ1階	0422-45-1122
子育てひろば てくてく	深大寺1-3-3 アフタフ・バーバン内	0422-26-4381
ちきんえっぐ (三鷹どろんこ保育園)	井口1-23-9 三鷹どろんこ保育園内	0422-30-5923
子育て広場「モモ」	下連雀3-45-16 びゅうリエット三鷹3階	0422-26-9270
子育てひろば ひだまり	下連雀7-6-18	0422-49-2671
子育てひろば あおいとり	下連雀2-18-12	090-1800-1470
子育てひろばポピンズ三鷹下連雀 ※休止中	下連雀5-1-1-E2	0422-26-6765
しいのみクラブ	大沢4-8-8	0422-32-4103
なのはな園親子ひろばつぼみ	井の頭2-27-7 キンダーガルテンなのはな園園舎2階	090-5606-3358
親子ひろば ひなた ※休止中	下連雀4-6-7	0422-26-2611

(令和8年7月1日現在)

三鷹市子ども誰でも通園事業

幼児教育・保育施設に在籍していない、生後6カ月以上～2歳児を対象に、週に1日～5日、月を単位とした複数月の預かりを行います。（対象年齢、利用時間、利用方法などは施設により異なります。）

保護者の保育を必要とする事由（就労等）に関わらず利用可能です。

利用には、事前に以下の手続きが必要です。事業の詳細、施設及び利用認定申請の申請フォームは、市ホームページからご確認ください。なお、令和9年1月から三鷹市ホームページのリニューアルに伴い、右記リンクが変更となる場合があります。

- ・利用認定申請を行い、市の認定を受ける。（申請から概ね2週間程度）
- ・市から認定を受けた後、「こども誰でも通園制度総合支援システム」から、利用したい施設に初回面談・利用予約を行う。



施設名	所在地	電話	実施日・時間	利用定員
春清学苑幼稚園	新川4-4-22	0422-44-0031	月曜～金曜 午前9時30分～午後2時 （延長保育：午前8時～9時30分、午後2時～6時）	2歳児30人
三鷹みずほ幼稚園	井口1-22-3	0422-31-3508	月曜、水曜、金曜コース／ 火曜、木曜コース 午前9時～午後1時30分	2歳児24人（12人×2コース）
三鷹若葉幼稚園	上連雀8-8-15	0422-45-2511	月曜、木曜コース／火曜、 金曜コース 午前9時30分～11時30分 （金曜日のみ午前9時20分～10時50分）	2歳児48人（24人×2コース）
明泉幼稚園	下連雀3-4-44	0422-43-4814	月曜、火曜、木曜、金曜 午前9時～正午	1歳児5人※1歳8カ月から対象 2歳児10人
鶏鳴幼稚園	深大寺1-15-14	0422-31-7457	火曜、木曜コース／水曜、 金曜コース 午前9時30分～11時30分	2歳児28人（14人×2コース）
三鷹双葉幼稚園	深大寺1-3-7	0422-31-0260	月曜～金曜内の希望曜日 午前7時30分～午後6時30分 内の希望時間（下限1時間から）	1歳児15人 2歳児40人

（令和8年7月1日現在）

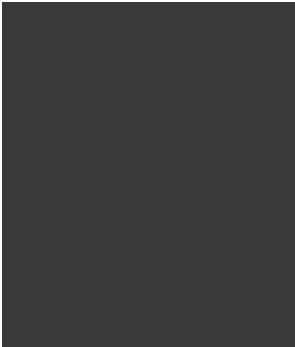
■ 利用可能時間

児童1人あたり上限：月160時間（三鷹市民の方が市内施設を利用する場合）

国が定める「乳児等のための支援給付」による月10時間の利用時間に加え、東京都の多様な他者との関わり
の機会創出事業を活用して、150時間を上乗せし、最大で月160時間までご利用いただけます。

■ 利用料金

三鷹市在住の方：各施設が設定する利用料金が発生しますが、利用料の無償化を行うため負担はありません。
ただし、利用料金以外の実費負担額（給食代・おやつ代等）は無償化の対象外です。



関係書式（所定様式）

保育所等申込みや関係書類は
「三鷹市ホームページ」または「みたかきっずナビ」からダウンロードが可能です。

※令和9年1月に三鷹市ホームページのリニューアルを予定しています。
以降はリニューアルした三鷹市ホームページからダウンロードをお願いします。



○ ステージ別に知りたい



目的別でさがす
「保育教育」の「保育サービス」をクリック



保育園



【申請書ダウンロード】
入園案内・申請書類よりダウンロードが可能です

保育施設に関するQ&A



「よくある子育てQ&A」をクリック

よくある子育てQ&A

- 子育てと子どもの発達に関する相談
- 子どもがひとり親家庭に係る手当の支給・受給費助成
- ひとり親家庭及び女性に関する相談・支援
- 予防接種に関すること
- 育児休暇・食事・虫（ワジ）など
- 妊産婦のこころとからだに関すること
- 保育園に関すること
- 幼稚園に関すること
- 児童保育に関すること

「保育施設に関すること」をクリック

関係書式（所定様式）一覧

ページ	書式	用途
48	郵便宛名用紙	書類を三鷹市子ども育成課宛てに送付する際に使用するもの
49	家庭状況変更確認書	家庭状況が変更した際に使用するもの
50	就労証明書	・勤務先が就労状況を証明するもの ・自営業の方が就労状況を申告するために使用するもの
51-52	【就労証明書】記載要領	「就労証明書」を記入する際に参考にするもの
53	就労開始証明書	勤務先が、就職内定の方が就労を開始したことを証明するもの
54	復職証明書	勤務先が、育児休業等から復職したことを証明するもの
55-56	育児休業（予定）届	上の子が在籍中に下の子の育休を取る場合、育児休業開始前に提出するもの（育児休業中は原則「保育短時間認定」になります） ※ P56 の記入例を参照ください
57-58	スケジュール表	就労時間が不規則な方、介護・看護をしている方、就学中の方が日中のスケジュールを申告するためのもの ※ P58 の記入例を参照ください
59	介護・看護状況申告書	介護・看護をしている状況を申告するために使用するもの
60	児童在籍証明書	保育所等の利用状況を保育所等が証明するもの （提出すると選考時に加点される場合があります。） ※保育所等との契約書等（預けている日数と時間がわかるもの）でも代用可能
61	令和7年分収入等申告書	海外収入があり、課税証明書の提出ができない方が使用するもの
62	誓約書（出産予定用）	出産予定で申込みをする方が提出するもの（4月申込みのみ）
63	誓約書（転入予定者用）	市外から三鷹市へ転入予定で申込みをする方が提出するもの
64	保育所等入所申込変更届	・希望保育所等の変更をするときに使用するもの ・きょうだい同時申込みの選択を変更するときに使用するもの
65	育児休業中の方の入所申請変更届	①「直ちに復職」⇔ ②「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」へ変更をする場合に使用するもの
66	保育所等入所	申込みの取り下げ、内定を辞退するときに使用するもの
	申込取下届	
	内定辞退届	
67	保育所等退所届	保育所を退所する際に使用するもの 三鷹市外に転出した後も同じ保育所等に継続して通う場合にも提出

※ 申請書及び添付資料等により得られた個人情報は、入所選考内定先保育所等への情報提供及び保育料決定のためにのみ使用します。

認可外保育施設の助成金や無償化事業、幼稚園に関する事業などで書類の提出が必要な場合は、それぞれの事業にコピーをご提出いただくか、書類の保護者記入欄で利用したい事業にチェックを記入してください。

なお、「就労証明書」の内容を上記事業にも利用したい場合は、同証明書の項目No.19「保護者記入欄」の余白に利用したい事業名をご記載ください。

また、「就労証明書」については、『学童保育所に関する申請』にも使用することができますが、担当課が異なるため、必ずそれぞれの担当課にご提出ください。

郵送で提出される場合にご利用ください。
(切り取って封筒にお貼りください。)

〒181-8555

三鷹市野崎 1 - 1 - 1

三鷹市役所

子ども政策部子ども育成課

保育園入所・認定係 行

(認可保育所申請・追加書類在中)

〒181-8555

三鷹市野崎 1 - 1 - 1

三鷹市役所

子ども政策部子ども育成課

保育園入所・認定係 行

(認可保育所申請・追加書類在中)

家庭状況変更確認書

ここに記載された個人情報、入所選考内定先保育所等への情報提供及び保育料決定のためにのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

申請日	令和 年 月 日
-----	----------

保護者住所	三鷹市 () 丁目 番 号 (アパート名・方書)			
フリガナ 保護者氏名	(保護者1)		(保護者2)	
電話番号	(保護者1) - -		(保護者2) - -	
	フリガナ 児童氏名	生年月日	現在の在籍状況	在籍施設名
入所(申請中)児童1		令和 年 月 日	☐ 認可保育施設に申込み・在籍中 ☐ 認可外保育(幼児)施設に関する申請 ☐ 私立幼稚園に関する申請 ☐ その他の申請 ()	
入所(申請中)児童2		令和 年 月 日	☐ 認可保育施設に申込み・在籍中 ☐ 認可外保育(幼児)施設に関する申請 ☐ 私立幼稚園に関する申請 ☐ その他の申請 ()	
入所(申請中)児童3		令和 年 月 日	☐ 認可保育施設に申込み・在籍中 ☐ 認可外保育(幼児)施設に関する申請 ☐ 私立幼稚園に関する申請 ☐ その他の申請 ()	

以下変更後の内容について、記入してください。

保護者1・2の状況(保育の必要性)		必要な添付書類は入所案内をご確認ください。	
該当項目に○を 付け、下記該当欄 にご記入ください	保護者1の状況		保護者2の状況
	1 就労(自営・正社員・契約・派遣・パート等) 2 求職活動 3 疾病・障がい 4 介護・看護 5 就学 6 不存在 7 妊娠、出産 8 その他(災害等)		1 就労(自営・正社員・契約・派遣・パート等) 2 求職活動 3 疾病・障がい 4 介護・看護 5 就学 6 不存在 7 妊娠、出産 8 その他(災害等)
1 就労	勤務先名称		
	所在地		
	電話番号	— —	— —
	就労年月日	年 月 日	年 月 日
	就労時間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
	通勤時間	時間 分	時間 分
	就労日数	週 日 / 定休日(曜日)・不定休	週 日 / 定休日(曜日)・不定休
	育休予定期間	年 月 日 まで	年 月 日 まで
2 求職活動	前職退職日(年 月 日)	前職退職日(年 月 日)	
3 疾病 障がい	1 診断名() 2 障害者手帳の種類および等級 (身体・知的・精神)(級・度) 3 状況 ☐ 入院(年 月 日まで) ☐ 通院回数(週・月 回) ☐ その他()		1 診断名() 2 障害者手帳の種類および等級 (身体・知的・精神)(級・度) 3 状況 ☐ 入院(年 月 日まで) ☐ 通院回数(週・月 回) ☐ その他()
	4 介護・看護		被介護者 (児童との続柄)
	5 就学(学校名)		
6 不存在	理由	死別・離婚・未婚・失踪・調停中・その他()	
	時期	年 月 日 から	
7 妊娠、出産	出産予定日 年 月 日 ※育児休業予定期間は、上記「1 就労」欄の「育休予定期間」にご記入ください。		
8 その他	☐ 同居親族が増えた (家族名) (生年月日 年 月 日)		
	☐ 児童・家族が新たに障害者手帳を取得した 取得者名 (身体・知的・精神)(級・度)		
	☐ 生活保護の受給(年 月 日から受給 市担当者名)		
	☐ 生活保護世帯の解除(年 月 日から解除)		
	☐ その他(市内転居は転居先住所を下記に記載) ()		

就労証明書

三鷹市長

宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号		—	—	
担当者名				
記載者連絡先		—	—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																	
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																	
2	フリガナ																		
	本人氏名											生年月日	年	月	日				
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)				年						月	日	～	年	月	日	
4	本人就労先事業所	名称																	
		住所																	
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																	
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間	分)					
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		一月当たりの就労日数	月間	日	一週当たりの就労日数	週間	日			
		平日		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)					
		土曜		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)					
		日祝		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)					
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間		分 (うち休憩時間		分)									
		就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日													
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)					
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年				月	年月	年				月	年月	年		月		
		日／月		時間／月		日／月		時間／月		日／月		時間／月							
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中																	
		期間	年										月	日	～	年	月	日	
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み																	
		期間	年										月	日	～	年	月	日	
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()																	
		期間	年										月	日	～	年	月	日	
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年												月	日				
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中																	
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)					
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																	
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																	
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																	
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																	
17	単身赴任期間(予定含む)	年												月	日	～	年	月	日
18	備考欄																		
19	保護者記入欄	児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)									
				年				月	日			☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							
		児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)									
				年				月	日			☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							
		児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)									
				年				月	日			☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							

【就労証明書】記載要領

■ 証明書を発行する事業者又は民生・児童委員に関する項目

証明日		○証明日(証明書発行日)を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
事業所名		○証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
代表者名		○代表者(法人の代表者や個人事業主)の氏名を記載してください。 ※代表者に該当する者がいない場合又は事業所側で証明権限を代表者以外に付与している場合には、当該証明権限を有する証明書の内容に責任を持つ者の氏名を記載してください。
所在地		○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に注意してください。
電話番号		○証明書発行事業所の電話番号を記載してください。
担当者名／記載者連絡先		○証明書の内容について、自治体からの事務的な連絡を受ける場合の担当者名/電話番号を記載してください。

■ 就労先事業者に関する事項

No.1	業種	○現在の就労状況について該当する項目をチェック(レ点記入)してください。 ※いずれにも該当しない場合は「□その他」をチェック(レ点記入)し、カッコ内に簡潔に記載してください。
------	----	--

■ 就労者に関する項目

No.2	フリガナ／本人氏名	○本人の氏名、フリガナを記載してください。
	生年月日	○本人の生年月日を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。

■ 就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」が「□有期」にチェック(レ点記入)してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名(証明書発行事業所名)と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。 ○右上欄に記載の所在地(証明書発行事業所住所)と異なる場合は本人が実際に働いている勤務先の住所を記載してください。 ※実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、主たる就労先の住所を記載するようにしてください。 ※就労場所が存在しない場合には、自宅等就労時に本人が主として存在している場所を記載するようにしてください。
No.5	雇用の形態	○雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主、経営者、代表者等)又は「自営業専従者」又は「家族従業者」(自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者)のいずれかにチェック(レ点記入)してください。 ※「契約社員」等の場合で、「会計年度任用職員」にも該当する場合は、「会計年度任用職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※「パート・アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「会計年度任用職員」のいずれにも該当しない非常勤・臨時職員である場合、「非常勤・臨時職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※雇用の形態に該当する項目がない場合は「□その他」にチェック(レ点記入)し、簡潔に記載してください。
No.6	就労時間 (固定就労の場合)	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。[複数選択可] ○就労の合計時間(月間)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4(週)を乗じた時間を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労時間が定められている場合、12(月)で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、月当たりの就労日数が定められている場合、週当たりの就労日数欄には、4(週)で除した日数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には、4(週)を乗じた日数を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」)で記載してください。 ○平日、土曜、日祝毎に就労時間時間帯を記載してください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含め、当該時間帯における就業規則等で定められている休憩時間数(分)についても記載してください。 ※平日、土曜、日祝のいずれかが就労がない場合は空欄で結構です。
	就労時間 (変則就労の場合)	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○月間又は週間の就労時間(合計)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、1日当たりの就労時間が定められている場合、5(日)を乗じて、「週間」の就労時間を記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗じた時間数を月の就労時間とみなします。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間又は週間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」)で記載してください。 ○主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い(勤務回数の多い)時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。 ※シフト勤務の場合は、市区町村による保育の必要性認定に必要となる場合のみ、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知ください。

No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み 時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間(就業規則等で定められている休憩時間に限る。)は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「 ☐ 取得予定」か「 ☐ 取得中」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の産前・産後休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「 ☐ 取得予定」か「 ☐ 取得中」か「 ☐ 取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の育児休業についてNo.9欄に記載し、過去取得分を備考欄に記載する。) ※年の欄は西暦で記載してください。
No.10	産休・育休以外の休業の取得期間 ※取得予定を含む	○産休・育休以外の休業の取得について「 ☐ 取得予定」か「 ☐ 取得中」か「 ☐ 取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する。) ※年の欄は西暦で記載してください。 ○産休・育休以外の休業の取得理由についてチェック(レ点記入)してください。
No.11	復職(予定)年月日	○証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「 ☐ 復職予定」にチェック(レ点記入)し、復職予定年月日を記載してください。また、1年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「 ☐ 復職済み」にチェック(レ点記入)し、復職年月日を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間(No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特等いわゆる時短勤務)とする予定である又はしている場合について、「 ☐ 取得予定」か「 ☐ 取得中」かにチェック(レ点記入)してください。 ○当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。 ※No.6には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。

■その他の項目

No.13	保育士としての勤務実態の有無	○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「 ☐ 有」、「 ☐ 有予定」、「 ☐ 無」にチェック(レ点記入)してください。
-------	----------------	---

■追加の項目

No.14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	○雇用期間について「 ☐ 有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「 ☐ 有」「 ☐ 有(予定)」「 ☐ 無」「 ☐ 未定」のいずれかにチェックしてください。
No.15	入所が内定した場合の育児休業の短縮可否	○育児休業の終了予定日より前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入所内定日から復職することについて、「 ☐ 可」「 ☐ 可(予定)」「 ☐ 否」にチェックしてください。
No.16	育休延長可否	○育児休業の延長について「 ☐ 可」「 ☐ 可(予定)」「 ☐ 否」にチェックしてください。
No.17	単身赴任期間(予定含む)	○単身赴任について期間を記載してください。 ※終期が未定の場合は終期欄は空欄で構いません。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.18	備考欄	○No.6に記載の就労時間帯につき、出退勤時間の特例(就業規則上の就労時間帯の15分前に出勤しなければならない等)等、記載時間帯を超えて拘束時間が生じている場合には、その旨、この欄に記載してください。 ○No.9の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。 ○その他特記事項があれば、この欄に記載してください。 *農地面積など個人事業主等に対する事項に関してのみ、市区町村独自の記載を求めることを可能とします。
No.19	保護者記入欄	○児童名を入力してください。 ○児童の生年月日を入力してください。 ○施設の名称を記載してください。また、「 ☐ 利用中」「 ☐ 申込み中」にチェックしてください。

保護者 記入欄	保護者電話番号	児童との続柄（ ）		
	児童氏名	生年月日	☐ 認可保育所等に申込み中 ☐ 認可保育所等に在籍中【施設名： 】 ☐ 認可外保育施設に関する申請【施設名： 】 ☐ 私立幼稚園に関する申請【施設名： 】	
		年 月 日		
	児童氏名	生年月日	☐ 認可保育所等に申込み中 ☐ 認可保育所等に在籍中【施設名： 】 ☐ 認可外保育施設に関する申請【施設名： 】 ☐ 私立幼稚園に関する申請【施設名： 】	
		年 月 日		

※チェックがない場合は申請に反映されません。

（あて先） 三鷹市長

ここに記載された個人情報は、入所選考内定先保育所等への情報提供及び保育料決定のためにのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

就 労 開 始 証 明 書

【記入に関する注意点】
外勤の方・・・会社の担当者が作成してください。
自営業の方・・・代表者の方が作成してください。
（自営業の方でご自身が代表者の場合は、ご自身で作成
していただいてかまいません。）

名称

所在地

代表者名

電話番号 - -

取扱者名

※取扱者名は代表者と取扱者が異なる場合のみ記入してください。

証明日：令和 年 月 日

※就労開始証明書は就労開始日以降に作成をお願いします。

下記の者について、令和 年 月 日 時点において採用内定していることを証明
しましたが、以下のとおり就労開始したことを証明します。

全 員 記 入 欄	職 種 (該当項目に✓)	☐ 外勤 ☐ 自営業	勤務者 氏名	フリガナ
	勤務者住所			
	就労開始年月日	令和 年 月 日	就労開始	※実際の勤務開始日ではなく、採用日を記入
	休 日 (該当項目に✓)	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 不定期 (月に 日)		
	雇用契約上の 勤務日数	いずれかに記入 ・ 週 日間 ・ 月 日間		
	雇用契約上の 勤務時間	通常勤務時間 (休憩・残業等を含まない勤務時間) 時 分 ～ 時 分 (実労働 時間 分)		
	就労地 (該当項目に✓をして、 「その他」の場合は下に 記入)	☐ 右上の証明者欄と同じ ☐ その他 (以下の「名称」「所在地」「電話番号」の記入をお願いします。) ・ 名 称 : ・ 所 在 地 : ・ 電 話 番 号 : - -		
外 勤 の 方	時間短縮制度等	時間短縮中の勤務時間		
	就労規則上の時間短縮を 取得している場合のみ記 入	時 分 ～ 時 分 (実労働 時間 分) ※日数を減らしている場合は備考欄に記入をお願いします。 (例：就労規則上の日数短縮制度により○年○月○日～○年○月○日まで週○日勤務) ※月48時間以上の就労が保育の必要性を満たす最低要件となります。		
備 考 欄				

保護者 記入欄	保護者電話番号	児童との続柄（ ）		
	児童氏名	生年月日	☐ 認可保育所等に申込み中 ☐ 認可保育所等に在籍中【施設名： 】	
		年 月 日	☐ 認可外保育施設に関する申請【施設名： 】 ☐ 私立幼稚園に関する申請【施設名： 】	
	児童氏名	生年月日	☐ 認可保育所等に申込み中 ☐ 認可保育所等に在籍中【施設名： 】	
		年 月 日	☐ 認可外保育施設に関する申請【施設名： 】 ☐ 私立幼稚園に関する申請【施設名： 】	

（あて先） 三鷹市長

ここに記載された個人情報は、入選考内定先保育所等への情報提供及び保育料決定のためにのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

復 職 証 明 書

【記入に関する注意点】

外勤の方・・・会社の担当者が作成してください。

自営業の方・・・代表者の方が作成してください。

（自営業の方でご自身が代表者の場合は、ご自身で作成していただいてもかまいません。）

いずれかに✓をお願いします。

名称

所在地

代表者名

電話番号 - -

取扱者名

※取扱者名は代表者と取扱者が異なる場合のみ記入してください。

証明日：令和 年 月 日

下記の者について（ ☐ 育児休業 ☐ 産後休暇 ☐ その他【 】 ）から、次のとおり復職したことを証明します。

全 員 記 入 欄	職 種 (該当項目に✓)	☐ 外勤 ☐ 自営業	復職者 氏名	フリガナ
	復職者住所			
	復職年月日	令和 年 月 日 復職	※実際の勤務開始日ではなく、復職日を記入	
	休 日 (該当項目に✓)	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 不定期 (月に 日)		
	雇用契約上の 勤務日数	いずれかに記入 ・ 週 日間 ・ 月 日間		
	雇用契約上の 勤務時間	通常勤務時間 (休憩・残業等を含まない勤務時間) 時 分 ～ 時 分 (実労働 時間 分)		
	就労地 (該当項目に✓をし て、「その他」の場合 は下に記入)	☐ 右上の証明者欄と同じ ☐ その他 (以下の「名称」「所在地」「電話番号」の記入をお願いします。) ・ 名 称 : ・ 所 在 地 : ・ 電 話 番 号 : - -		
外 勤 の 方	時間短縮制度等	時間短縮中の勤務時間 時 分 ～ 時 分 (実労働 時間 分)		
	就労規則上の時間短縮を取得している場合のみ記入	※日数を減らしている場合は備考欄に記入をお願いします。 (例：就労規則上の日数短縮制度により○年○月○日～○年○月○日まで週○日勤務) ※月48時間以上の就労が保育の必要性を満たす最低要件となります。		
備 考 欄				

育 児 休 業 (予 定) 届

令和 年 月 日

三 鷹 市 長 宛

住 所 三鷹市 丁目 番 号

フリガナ
保護者氏名 _____

このたび、_____ が育児休業を取得するにあたり、
上の子の保育所の利用継続を希望します。

記

1. 育児休業取得（予定）期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

2. 標準保育時間の希望

育児休業中の保育時間（保育必要量）は原則短時間認定（1日最大8時間までの預かり）となります。ただし、ご家族の疾病、障がい等で家庭保育が困難な事由があり、8時間以上の保育が必要と三鷹市が判断した場合は、例外的に保育標準時間の認定をすることができますので、保育標準時間の申請をされる方は下記理由欄にご記入ください。

令和 年 月 1 日 から

☐ 標準時間認定を希望する（理由 _____）

※現在の保育時間（保育必要量）から変更になった場合、育児休業取得日の翌月（取得日が1日の場合は当月）1日から育児休業終了日の前月（終了日が月の末日の場合は当月）末日までの認定期間で新たに認定証を発行します。

※下の子が入所した場合は、原則上の子（在籍児）も下の子に合わせた認定時間になります。

※育児休業取得(予定)期間の記載のある就労証明書及び誕生日の記載のある母子手帳の写しの提出をお願いします。

3. 保育所名 _____

フリガナ
児童氏名 _____（ 年 月 日生）

※この書類は、育児休業取得(予定)月の10日までに保育園入所・認定係にご提出ください（必着）

※この書類の記載内容は、在籍中の保育所とも共有させていただきます

子ども育成課使用欄				
世帯 ID		認定番号	受付	入力 確認
認定	標・短	・		

育 児 休 業 (予 定) 届

記入例

令和 9 年 4 月 1 日

三 鷹 市 長 宛

住 所 三鷹市野崎1丁目1番1号

フリガナ
保護者氏名

ミタカ ハナコ
三鷹 花子

このたび、ミタカ ハナコ 三鷹 花子 が育児休業を取得するにあたり、
上の子の保育所の利用継続を希望します。

記

1. 育児休業取得（予定）期間

令和 9 年 5 月 13 日 から

令和 10 年 3 月 14 日 まで

2. 標準保育時間の希望 【該当者のみ記入】

育児休業中の保育時間（保育必要量）は原則短時間認定（1日最大8時間までの預かり）となります。ただし、ご家族の疾病、障がい等で家庭保育が困難な事由があり、8時間以上の保育が必要と三鷹市が判断した場合は、例外的に保育標準時間の認定をすることができますので、保育標準時間の申請をされる方は下記理由欄にご記入ください。

令和 9 年 6 月 1 日 から【育休取得日の翌月（取得日が1日の場合は当月）1日からの適用】

☒ 標準時間認定を希望する 理由 保育所に通所していないきょうだいが〇〇のため
常時母親の付き添いが必要である

※現在の保育時間（保育必要量）から変更になった場合、育児休業取得日の翌月（取得日が1日の場合は当月）1日から育児休業終了日の前月末日までの認定期間で新たに認定証を発行します。

※下の子が入所した場合は、原則上の子（在籍児）も下の子に合わせた認定時間になります。

※育児休業取得（予定）期間の記載のある就労証明書及び誕生日の記載のある母子手帳の写しの提出をお願いします。

3. 保育所名 みたか 保育園

フリガナ
児童氏名

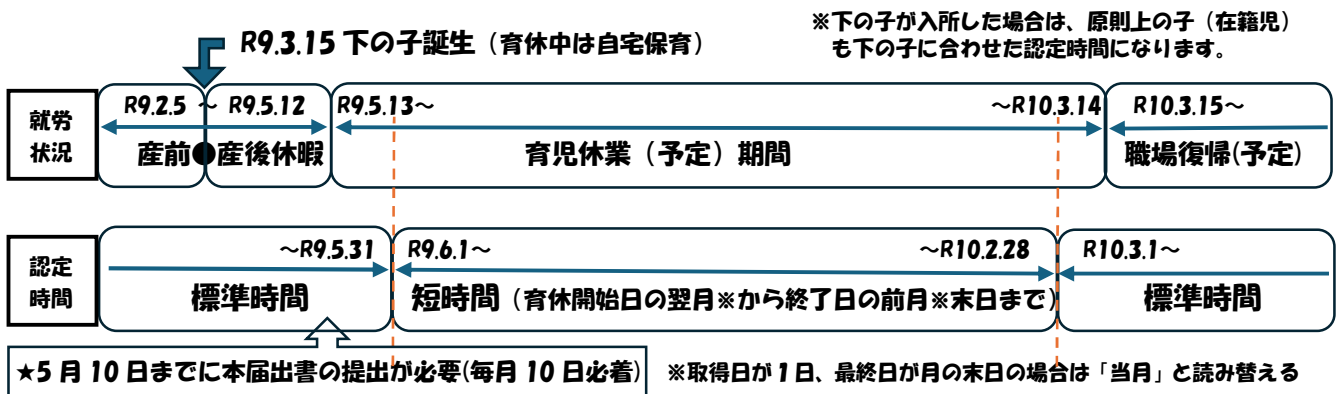
ミタカ タロウ
三鷹 太郎【上の子の名前】（令和6年5月6日生）

※この書類は、育児休業取得（予定）月の10日までに保育園入所・認定係にご提出ください（必着）

※この書類の記載内容は、在籍中の保育所とも共有させていただきます

参考

★下の子誕生後の上の子（在籍児）の認定時間【育休期間がR9.5.13～R10.3.14の場合】



スケジュール表

記入例を参考にしてください

保護者 氏名				児童との続柄			
内容	就労（外勤・自営業）・介護・看護・就学・その他（ ）						
※記入上の注意 1 作業等の ①場所 ②時間 ③内容 がわかるようにご記入をお願い致します。 2 一週間の平均的な就労等の状況を記入してください。 3 認可保育所等への申込で利用される方は、入所予定日時点でのスケジュールをご記入ください。							
時間	月	火	水	木	金	土	日
7:00							
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
21:00							
22:00							
労働時間							

保護者 記入欄	保護者電話番号	児童との続柄（ ）		
	児童氏名	生年月日	☐ 認可保育所等に申込み中 ☐ 認可保育所等に在籍中【施設名： 】 ☐ 認可外保育施設に関する申請【施設名： 】 ☐ 私立幼稚園に関する申請【施設名： 】	
		年 月 日		
	児童氏名	生年月日	☐ 認可保育所等に申込み中 ☐ 認可保育所等に在籍中【施設名： 】 ☐ 認可外保育施設に関する申請【施設名： 】 ☐ 私立幼稚園に関する申請【施設名： 】	
		年 月 日		

※上記チェック欄にチェックがない申請には、本書類の情報は利用されません。

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

保護者 氏名	三鷹 花子		児童との続柄		母		
内容	就労 (<u>外勤</u> ・ <u>自営業</u>) ・ 介護 ・ 看護 ・ 就学 ・ その他 ()						
※記入上の注意 1 作業等の ①場所 ②時間 ③内容 がわかるようにご記入をお願い致します。 2 一週間の平均的な就労等の状況を記入してください。 3 認可保育所等への申込で利用される方は、入所予定日時点でのスケジュールをご記入ください。							
時間	月	火	水	木	金	土	日
7:00							
8:00		↑ 電車・バス	↑	↑	↑ 車	↑	
9:00							
10:00		自営 (飲食店)			自営 (飲食店) 仕入れ接客、営業		
11:00		在込みあり					
12:00	休業日		火曜日と同じ	火曜日と同じ	食事・休憩	金曜日と同じ	休業日
13:00							
14:00		× 食事・休憩			自営 (飲食店)		
15:00		×					
16:00					↑ 車		
17:00		自営 (飲食店)			徒歩(5分)		
18:00							
19:00					外勤 (コンビニ)		
20:00							
21:00	自営(飲食店)と外勤(コンビニ)両方で働いていた時間を合算してください。 ※通勤時間は含みません		帰宅	帰宅			
22:00					帰宅	帰宅	
労働時間	なし	10.5時間	10.5時間	10.5時間	10.5時間	10.5時間	なし

保護者 記入欄	保護者電話番号		児童との続柄 (母)	090 - ●●●● - ●●●●	
	児童氏名		生年月日		☐ 認可保育所等に申込み中 ☒ 認可保育所等に在籍中【施設名: ●●保育園】 ☐ 認可外保育施設に関する申請【施設名: 】 ☐ 私立幼稚園に関する申請【施設名: 】
	ミナカ タロウ 三鷹 太郎		令和9年 4月 1日		
	児童氏名		生年月日		☐ 認可保育所等に申込み中 ☐ 認可保育所等に在籍中【施設名: 】 ☐ 認可外保育施設に関する申請【施設名: 】 ☐ 私立幼稚園に関する申請【施設名: 】
		年 月 日			

※上記チェック欄にチェックがない申請には、本書類の情報は利用されません。

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

保護者 記入欄	保護者電話番号	児童との続柄（ ）		—	—
	児童氏名	生年月日	☐ 認可保育所等に申込み ☐ 認可保育所等に在籍中【施設名： 】 ☐ 認可外保育施設に関する申請【施設名： 】 ☐ 私立幼稚園に関する申請【施設名： 】		
		年 月 日			
	児童氏名	生年月日	☐ 認可保育所等に申込み ☐ 認可保育所等に在籍中【施設名： 】 ☐ 認可外保育施設に関する申請【施設名： 】 ☐ 私立幼稚園に関する申請【施設名： 】		
		年 月 日			

※チェックがない場合は申請に反映されません。

(あて先) 三鷹市長

令和 年 月 日

ここに記載された個人情報は、入所選考内定先保育所等への情報提供及び保育料決定のためにのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

介護・看護状況申告書

保護者が介護・看護にあたっている状況について、下記のとおり申告します。

保 護 者	住 所			
	氏 名		児童との続柄	父・母・祖父母・その他（ ）
介護・看護が必要な方の氏名・続柄			上記保護者との続柄	
介護が必要な方の住 所				
介護・看護を必要とする理由	身体障害者手帳 種 級 愛の手帳 度			
	精神障害者保健福祉手帳 級			
	介護保険証 介護認定 要介護〔 〕 要支援〔 〕			
	その他（病名 ）			
介護・看護の状況 (○をつけてください)	食 事	・一人でできる	・一部介助	・全介助
	入浴、洗顔など	・一人でできる	・一部介助	・全介助
	排せつ	・一人でできる	・一部介助	・全介助
	特別な医療・介護等	・無	・有（ ）	
介護・看護日数	介護にあたっている日数		一ヵ月あたり	日
	通院・通所に付添う日数		一ヵ月あたり	日
その他の具体的な介護・看護内容				

添付書類： 1. 身体障害者手帳 2. 愛の手帳 3. 精神障害者保健福祉手帳 4. 介護保険証
5. 診断書 6. 入院計画書等（ ）
7. 特定医療費（指定難病）受給者証・マル都医療券の写し

令和7年分（令和7年1月1日～12月31日）収入等申告書

令和8年1月1日に海外勤務等により日本国外に居住していたため、区市町村民税課税証明書が提出できません。つきましては、下記のとおり収入等を申告します。

申告者氏名		生年月日	年	月	日
住 所					
申告期間	① 令和7年 月 日 ～ 令和7年 月 日（海外居住期間）				
	② 令和7年 月 日 ～ 令和7年 月 日（国内居住期間）				
令和7年中に日本円での収入があった場合、合算して収入申告をしてください。					

【収入】 収入がない場合、0円と記入してください。 ※令和8年1月1日のレートで円に換算してください。

給与収入	円	その他の収入	円
	※賞与含。手取りではなく、税や社会保険料を引く前の金額		（うち経費 円）

- 【添付書類】 ☐ 会社の発行した収入証明書
☐ 給与明細
☐ 現地で税申告資料等
☐ 証明する書類なし（理由：_____）

【控除等】 金額は控除額ではなく、支払額をご記入ください。

控除の種類	支払額		控除の種類	支払額	
社会保険料	円	生命保険料	新生命保険料	円	
医療費	円		旧生命保険料	円	
地震保険料	円		介護医療保険料	円	
寡婦・ひとり親 （該当する場合は○を）	寡婦 ・ ひとり親		新個人年金保険料	円	
			旧個人年金保険料	円	
控除対象配偶者	あり・なし	氏名	生年月日	年 月 日	
扶養控除	氏 名		生年月日	続柄	同居 ・ 別居
			年 月 日		同 ・ 別
			年 月 日		同 ・ 別
			年 月 日		同 ・ 別
			年 月 日		同 ・ 別
その他事項	上記に記載が無い控除を申告する場合は、この欄をご使用ください				

- ・ 社会保険料・・・健康保険料、国民・厚生年金保険料、雇用保険料等にあたるもの
- ・ 生命保険料・・・日本国内で締結した保険が対象です。申告者が該当の申告期間に支払いをした保険料を記入してください。保険料の区分と支払額は、生命保険会社等が発行する証明書をご確認ください。

児童氏名	生 年 月 日	施 設 名（第一希望施設）
	年 月 日	
	年 月 日	

(あて先) 三鷹市長

令和9年4月入所申込者
出産予定の児童を申し込む方のみ利用

誓 約 書 (出産予定用)

私は、令和9年4月1日付保育所入所申込みについて、別紙「保育所等入所申込書」のとおり出産予定として申込みをするにあたり、以下の事項に同意いたします。

出産予定で申込みをされた方について

1. 出生日が令和9年2月4日(木)以降になった場合、令和9年4月1日入所の保育所申込みについては選考対象外となり、翌月5月1日入所以降から選考対象となります。(保育所等の0歳児の受入れは生後57日目からとなっているため。)
2. 令和9年2月3日(水)までに出生した場合、下記の日時までに出生したことを三鷹市子ども政策部子ども育成課(0422-29-9673)まで必ず電話でご一報いただきますようお願いします。その上で家庭状況変更確認書と母子手帳の出生日が分かるページのコピー、児童状況書をご提出ください。ご一報がない場合は、令和9年4月1日入所の保育所申し込みは選考対象外となります。

出生の連絡期限:令和9年2月8日(月)まで

(記入日) 令和 年 月 日

住所 _____

保護者氏名 _____

(あて先) 三鷹市長

誓 約 書 (転入予定者用)

三鷹市へ転入予定で申し込む方は誓約書へのご記入をお願いします。

1. 当てはまる方に☑をお願いします。(必須)

☐ ① 三鷹市へ転入予定なし(賃貸借契約書や売買契約書などの取得(予定含)がない場合)
⇒すべての申請書類を住民登録している自治体へ提出ください。

☐ ② 入所月の前月末日までに三鷹市へ転入予定のため、確認欄へ○を記入してください。

	確認事項	確認欄
1	内定した場合、入所月の前月末日までに、三鷹市に住民登録のうえ実際の居住地を三鷹市内とします。	
2	上記1の手続き後、入所月の前月末日までに、三鷹市子ども政策部子ども育成課(本庁舎4階45番窓口)において「転入申告書」の提出を行います。	
3	三鷹市に転入する前に住んでいた自治体の認可保育所等に、三鷹市への入所希望月分の入所申込みをしていません。	
4	三鷹市以外の自治体に転入予定として認可保育所等への入所申込み(三鷹市への入所希望月分)をしていません。	

転入に関する情報のご記入をお願いします。

児童氏名: _____ 転入前住所: _____ 転入予定日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 三鷹市転入後住所(予定) 〒181- _____ 三鷹市 _____

上記内容をご理解のうえ、下記署名欄にご署名をお願いします。

入所希望月の前月末日までに三鷹市へ転入予定ですので、三鷹市内の認可保育所等に入所を希望し、手続きを遵守することに同意します。転入後は速やかに「転入申告書」(三鷹市指定書式)の提出をします。

なお、手続きを遵守しない場合、三鷹市内の認可保育所等の内定を取り消されても異議はありません。

(記入日) 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____

(あて先) 三鷹市長

ここに記載された個人情報は、入所選考内定先保育所等への情報提供及び保育料決定のためにのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

保 育 所 等 入 所 申 込 変 更 届

住 所

保護者氏名

電話番号

フリガナ

児童氏名 (令和 年 月 日生 歳児クラス)

本児童の保育所等入所申込みについては、次のとおり変更します。

【書類提出日時 ※郵送の場合は、時間の記入は不要です。】

令和 年 月 日	時 分	提出
----------	-----	----

【変更希望月】

令和 年 月分入所選考より適用

【希望保育所等の変更後】

第1希望		第5希望	
第2希望		第6希望	
第3希望		第7希望	
第4希望		第8希望	

注意：変更後の希望保育所等は、変更しない保育所等を含めすべて記入してください。

希望しない場合は、「無し」と記入してください。

【きょうだい条件の設定の選択項目変更後】

1 同時同所入所のみ
2 同時入所のみ（希望保育所等順位優先）
3 同時入所のみかつ同所優先
4 同所優先
5 希望保育所等順位優先

注意：申込み児以外のきょうだいが同時申込み中の場合のみ選択可能です。変更する場合はいずれか1つに○を付けてください。きょうだい条件の設定は、世帯で統一する必要があるため、本用紙は同時申込みしているきょうだいの人数分提出してください。

提出日 令和 年 月 日

(あて先) 三鷹市長

ここに記載された個人情報は、入所選考内定先保育所等への情報提供及び保育料決定のためにのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

育児休業中の方の入所申請変更届

住 所

保護者氏名

電話番号

フリガナ

児童氏名 (令和 年 月 日生 歳児クラス)

【変更希望月】

令和 年 月 入所選考より適用

【変 更 内 容】

☐	①	1 直ちに復職希望 から 2 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる に変更
☐	②	2 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる から 1 直ちに復職希望 に変更

↑いずれかに☑をしてください。

< 注意点 >

- ① 調整点数にて減点されます。また、必ずしも不承諾となるものではありません。
- ② 育児休業中に認可保育所への入所が決まった場合、入所月の翌月 1 日までに復職することが入所の条件となります。

< 書類受付期間 >

入所選考月	受付期間
令和 9 年 4 月入所 (1 次募集)	令和 8 年 10 月 30 日 (金) (必着)
令和 9 年 4 月入所 (2 次募集)	令和 9 年 2 月 5 日 (金) (必着)
令和 9 年 5 月入所以降	変更希望月の前々月 11 日から前月 10 日まで

〒181-8555 三鷹市野崎 1 - 1 - 1 三鷹市子ども政策部子ども育成課 0422-29-9673

令和 年 月 日

（あて先）三鷹市長

ここに記載された個人情報は、入所選考内定先保育所等への情報提供及び保育料決定のためにのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

保育所等入所（☐申込取下 ☐内定辞退）届

どちらか、または両方に ☒ をつけてください。

- ★ 申込取下 → 年度内（翌年3月分まで）の選考は対象外となります。
保育所への入所を改めて希望する場合は、再度申込みが必要です。
- ☆ 内定辞退 → 内定を辞退しても、翌月からの選考対象から外れることはありません。
また、内定を辞退した月の不承諾通知書は発行ができません。

住 所
保護者氏名
電話番号

次のとおり、保育所等への { 1 令和 年度の入所申込みを取り下げます。 }
{ 2 令和 年 月 入所の内定を辞退します。 }

※どちらか、または両方に○をしてください。

(フリガナ)		生 年 月 日	
児 童 氏 名		令和 年 月 日生	
申込中の保育所等名		該当年度	令和 年度
《1 申込みを取り下げする理由 2 内定を辞退する理由》 (下記 該当するものを○で囲んでください。)			
1 転出	転出先 (〒) 転出年月日 (予定) 令和 年 月 日		
2 家庭内保育			
3 その他 (具体的に記載)			

令和 年 月 日

（あて先）三鷹市長

ここに記載された個人情報、入所選考内定先保育所等への情報提供及び保育料決定のためにのみ使用し、他の目的に使用されることはありません。

保 育 所 等 退 所 届

保護者住所

保護者氏名

電話番号

次のとおり、保育所等の退所について届け出ます。

(フリガナ) 児 童 氏 名		生 年 月 日 ----- 令和 年 月 日生
入所中の保育所等名		
退 所 す る 日	令和 年 月末	※原則退所日は月末日となります
退所する理由（該当するものを○で囲んでください。）		
1 転出 2 家庭内保育 3 継続通所 三鷹市の児童としては退所しますが、他市の児童として上記保育所等へ継続して通います。 転出先自治体にて、継続通所の手続を速やかに行います。 転出先での手続き予定日（ 年 月 日） ※ 継続通所開始後に、認定区分（標準・短時間）の変更があった場合、三鷹市及び各保育所等へ連絡してください。 4 その他（具体的にご記入ください。）		

※ 転出先の自治体から継続して三鷹市内の保育所等に通う場合は、必ず転出先自治体での手続が必要になります。

《転出の場合は、下記に転出先の住所等をご記入ください。》

①〒

②TEL

③転出年月日（予定） 令和 年 月 日

《 M E M O 》

認可保育所等MAP

本…本園
分…分園

認可保育園・認定こども園

